
戸田市地域防災計画改訂（案）

〔総則及び災害予防計画編〕

目 次

【総則及び災害予防計画編】

第1編 総 則

第1章 地域防災計画の目的	1- 1
第1節 計画の目的	1- 1
第2節 計画の構成	1- 1
第3節 基本理念	1- 2
第4節 計画の策定	1- 2
第5節 計画の効果的推進	1- 3
第2章 戸田市の概況	1- 4
第1節 自然条件	1- 4
第1 位置	1- 4
第2 地形・地質	1- 4
第3 気象	1- 5
第2節 社会条件	1- 6
第1 人口	1- 6
第2 交通	1- 7
第3 土地利用・建築物	1- 8
第3節 戸田市で想定される災害の特性	1- 9
第1 風水害	1- 9
第2 震災	1-12
第3 事故灾害	1-18
第3章 市民、事業者、市、議会の責務	1-20
第1 市民の責務	1-20
第2 事業者の責務	1-20
第3 市の責務	1-20
第4 議会の責務	1-21
第4章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務大綱	1-22
第1 戸田市	1-22
第2 埼玉県	1-22
第3 指定地方行政機関	1-24
第4 陸上自衛隊（第32普通科連隊）	1-27
第5 指定公共機関	1-27
第6 指定地方公共機関	1-30

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	1-31
-------------------------	------

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	2- 1
第1節 防災都市づくり計画	2- 1
第1 計画の基本目標	2- 1
第2 計画の基本方針	2- 1
1. 火災延焼拡大の危険性の防止	2- 1
2. 火災広域化の防止	2- 1
3. 身近な避難空間の位置付け	2- 2
4. 広域的な防災活動拠点の位置付け	2- 2
5. 住民と市の協働による安全なまちづくりの推進	2- 2
6. 大規模水害への対応	2- 2
7. 内水（浸水）被害の軽減	2- 2
8. 居住誘導区域内住居への対応	2- 2
9. 流域治水の推進	2- 3
第3 ユニバーサルデザインによる公共空間の整備	2- 3
第2節 河川防災計画	2- 4
第1 計画の方針	2- 4
第2 計画の内容	2- 4
1. 河川施設の整備	2- 4
2. 河川施設の耐震化	2- 4
3. 水害リスク情報図の作成及び公表	2- 4
第3節 地盤灾害予防計画	2- 5
第1 計画の方針	2- 5
第2 計画の内容	2- 5
1. 調査研究の実施及び公表	2- 5
2. 液状化対策工法の普及	2- 5
3. 液状化対策の実施等	2- 5
第4節 道路防災計画	2- 6
第1 計画の方針	2- 6
第2 計画の内容	2- 6
1. 一般道路	2- 6
2. 高速道路	2- 7

第5節 建造物等防災計画	2- 8
第1 計画の方針	2- 8
第2 計画の内容	2- 8
1. 公共建築物等の安全性の向上	2- 8
2. 多数の者が利用する建築物の耐震性の向上	2- 8
3. 住宅、その他の建築物の安全性の向上	2- 8
4. ブロック塀・窓ガラス等の地震時における安全性の向上	2- 9
5. 家具等の転倒防止対策	2- 9
6. 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域	2- 9
7. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の要請体制の整備	2- 9
8. 応急仮設住宅等の供給体制の整備	2- 10
9. 特定空家等への措置	2- 10
第6節 学校等教育施設防災計画	2- 11
第1 計画の方針	2- 11
第2 計画の内容	2- 11
1. 防災体制の整備	2- 11
2. 施設・設備等の災害予防対策	2- 12
3. 防災訓練の実施	2- 12
第7節 保育施設等防災計画	2- 13
第1 計画の方針	2- 13
第2 計画の内容	2- 13
1. 防災体制の整備	2- 13
2. 施設・設備等の災害予防対策	2- 13
3. 防災訓練の実施	2- 14
第8節 社会福祉施設防災計画	2- 15
第1 計画の方針	2- 15
第2 計画の内容	2- 15
第9節 ライフライン施設防災計画	2- 16
第1 計画の方針	2- 16
第2 計画の内容	2- 16
1. 電気施設	2- 16
2. ガス施設	2- 16
3. 上水道施設	2- 16
4. 下水道施設	2- 17
5. 通信設備	2- 18
6. 廃棄物処理施設	2- 18

第10節 火災予防計画	2- 19
第1 計画の方針	2- 19
第2 計画の内容	2- 19
1. 市消防計画の作成	2- 19
2. 住宅等からの出火防止	2- 20
3. 初期消火体制の充実強化	2- 21
4. 危険物取扱施設の安全化	2- 22
第11節 大規模火災予防計画	2- 23
第1 計画の方針	2- 23
第2 計画の内容	2- 23
1. 火災に対する建築物の安全化	2- 23
2. 火災発生原因の制御	2- 23
第12節 危険物等灾害予防計画	2- 25
第1 計画の方針	2- 25
第2 計画の内容	2- 25
1. 危険物	2- 25
2. 高圧ガス	2- 25
3. 火薬類	2- 26
4. 毒物・劇物	2- 26
5. 放射性同位元素等の放射性物質	2- 26
第13節 広域停電等事故予防計画	2- 27
第1 計画の方針	2- 27
第2 計画の内容	2- 27
1. 施設の管理・維持	2- 27
2. 再発防止対策の実施	2- 27
3. 復旧活動体制の整備	2- 27
4. 電力施設の整備促進	2- 27
5. 広報体制の整備	2- 27
6. 防災知識の普及	2- 27

第14節 放射性物質及び原子力発電所事故等災害予防計画	2- 28
第1 計画の方針	2- 28
第2 計画の内容	2- 28
1. 情報の収集・連絡体制	2- 28
2. 災害応急体制の整備	2- 28
3. 緊急被ばく医療体制等の整備	2- 28
4. 環境放射線等モニタリング体制の整備	2- 29
5. 避難所の選定及び避難誘導	2- 29
6. 広域的な応援協力体制及び受入体制の拡充・強化	2- 29
7. 飲料水の供給体制の整備	2- 29
8. 国・県の基準等への対応	2- 30
9. 広報体制の整備	2- 30
10. 防災知識の普及	2- 30
第15節 道路災害予防計画	2- 31
第1 計画の方針	2- 31
第2 計画の内容	2- 31
1. 道路の安全確保	2- 31
2. 情報の収集・連絡	2- 32
3. 災害応急体制の整備	2- 32
4. 緊急輸送活動体制の整備	2- 33
5. 広報体制の整備	2- 33
第16節 竜巻・突風による災害予防計画	2- 34
第1 計画の方針	2- 34
第2 計画の内容	2- 34
1. 竜巻等突風に関する知識及び予防対策の普及	2- 34
2. 災害応急体制の整備	2- 34
3. 住民への情報伝達体制の整備	2- 35
第17節 雪害予防計画	2- 36
第1 計画の方針	2- 36
第2 計画の内容	2- 36
1. 道路交通の確保	2- 36
2. 鉄道輸送の確保	2- 36
3. ライフライン機能の確保	2- 36
4. 雪害対策計画の策定	2- 36
5. 自助の取組と啓発	2- 36
6. 積雪状況の把握及び情報発信	2- 37

第18節	文化財災害予防計画	2- 38
第1	計画の方針	2- 38
第2	計画の内容	2- 38
1.	火災予防体制	2- 38
2.	防火施設の整備強化	2- 38
3.	その他	2- 38
第19節	複合災害対策計画	2- 39
第1	計画の方針	2- 39
第2	計画の内容	2- 39
1.	複合災害に関する防災知識の普及	2- 39
2.	複合災害の被害想定	2- 39
3.	防災施設の整備等	2- 39
4.	情報連絡体制の整備	2- 40
5.	緊急輸送体制の整備	2- 40
第2章 災害応急対策及び復旧計画への備え		2- 41
第1節	情報連絡通信網の整備計画	2- 41
第1	計画の方針	2- 41
第2	計画の内容	2- 41
1.	情報通信設備の安全対策	2- 41
2.	情報収集伝達体制の整備	2- 41
第2節	防災活動拠点計画	2- 44
第1	計画の方針	2- 44
第2	計画の内容	2- 44
1.	防災活動拠点の整備	2- 44
2.	緊急輸送ネットワークの整備	2- 45
3.	緊急輸送	2- 45
第3節	避難計画	2- 47
第1	計画の方針	2- 47
第2	計画の内容	2- 47
1.	避難体制の整備	2- 47
2.	避難所・避難路の選定と確保	2- 48
3.	避難所の安全確保及び設備整備	2- 52
4.	福祉避難所の指定と確保	2- 54
5.	帰宅困難者対策	2- 55
6.	適切な避難行動に関する普及啓発	2- 56
7.	感染症対策	2- 56

第4節 物資及び資機(器)材等の整備計画	2- 59
第1 計画の方針	2- 59
第2 計画の内容	2- 59
1. 給水体制の整備	2- 59
2. 食料の供給体制の整備	2- 60
3. 生活必需品の供給体制の整備	2- 62
4. 家庭における備蓄の推進	2- 63
5. 防災用資機(器)材の備蓄	2- 63
6. 物資調達・輸送体制の整備	2- 64
第5節 救急救助及び医療体制等の整備計画	2- 65
第1 計画の方針	2- 65
第2 計画の内容	2- 65
1. 救急救助活動	2- 65
2. 初期医療体制の整備	2- 65
3. 後方医療機関の機能確保	2- 66
4. 負傷者搬送体制の整備	2- 67
5. 医薬品・資機(器)材の確保	2- 68
6. 医療救護応援体制の整備	2- 68
第6節 災害廃棄物処理及び防疫等対策計画	2- 70
第1 計画の方針	2- 70
第2 計画の内容	2- 70
1. 防疫活動組織	2- 70
2. 防疫用資機(器)材の調達	2- 70
3. 健康診断・検病調査の体制確保	2- 70
第7節 遺体の埋・火葬計画	2- 71
第1 計画の方針	2- 71
第2 計画の内容	2- 71
1. 警察署、医師会・歯科医師会との連携	2- 71
2. 葬祭業者等との連携	2- 71
3. 他の市町村との協定	2- 71
第8節 災害時要配慮者安全確保計画	2- 72
第1 計画の方針	2- 72
第2 計画の内容	2- 72
1. 対象の区分	2- 72
2. 社会福祉施設入所者等の安全確保	2- 72
3. 在宅の避難行動要支援者の対策	2- 74
4. 外国人の安全確保	2- 79

第9節 応援体制整備計画	2- 81
第1 計画の方針	2- 81
第2 計画の内容	2- 81
1. 広域応援体制の整備	2- 81
2. 消防相互応援体制の整備	2- 81
3. 水道災害相互応援体制の整備	2- 81
4. 民間事業者との協定等の締結促進	2- 81
第10節 生活再建等の支援体制	2- 82
第1 計画の方針	2- 82
第2 計画の内容	2- 82
1. 罹災証明書の発行体制の整備	2- 82
2. 義援金の受入・配分体制の整備	2- 82
3. 応急対応、復旧復興の人材確保	2- 82
4. 災害廃棄物処理体制の整備	2- 82
5. 被災中小企業支援	2- 83
第3章 地域防災力の向上	2- 84
第1節 防災組織整備計画	2- 84
第1 計画の方針	2- 84
第2 計画の内容	2- 84
1. 防災関係機関	2- 84
2. 住民・市民団体の役割	2- 85
3. 自主防災会等の充実強化	2- 86
4. 事業所等の防災体制の充実	2- 87
第2節 防災教育計画	2- 90
第1 計画の方針	2- 90
第2 計画の内容	2- 90
1. 防災意識の普及と啓発	2- 90
2. 市職員に対する防災教育	2- 91
3. 学校教育における防災教育	2- 91
4. 事業所等における防災教育	2- 92
5. 病院等における防災教育	2- 92
第3節 防災訓練計画	2- 93
第1 計画の方針	2- 93
第2 計画の内容	2- 93
1. 市の防災訓練	2- 93
2. 事業所、自主防災会等が実施する訓練	2- 94

第4節 調査研究	2- 95
第1 計画の方針	2- 95
第2 計画の内容	2- 95
1. 防災計画の検証	2- 95
2. 災害対策に関する調査	2- 95
第5節 ボランティア等の活動環境整備計画	2- 97
第1 計画の方針	2- 97
第2 計画の内容	2- 97
1. 支援体制の確保	2- 97
2. 登録ボランティア	2- 97
3. ボランティアグループのネットワーク化	2- 98
4. 公共的団体との協力体制の確立	2- 98
5. ボランティア活動の普及・啓発	2- 99
6. 被災地へのボランティアの派遣体制の整備	2- 99

第 1 編 總 則

第1章 地域防災計画の目的

第1節 計画の目的

戸田市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年(1961年)法律第223号)第42条の規定に基づき、戸田市防災会議が策定する計画であり、戸田市の地域にかかる防災に関し、市、防災関係機関、地域、住民、事業所等が、災害予防活動、災害応急対策活動及び災害復旧活動等の一連の災害対策を実施し、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

戸田市地域防災計画の構成は「総則及び災害予防計画編」「災害応急対策計画編(風水害・事故対策編)」「災害応急対策計画編(震災対策編)」「災害復旧計画編」「資料編」の5編からなる。

■戸田市地域防災計画の構成

総則及び災害予防計画編

- (1) 戸田市で想定される自然災害、事故災害の特性
- (2) 戸田市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災関係機関が実施する防災業務の大綱
- (3) 災害に強いまちづくりに関する計画
- (4) 災害発生時の応急対策や復旧の備えに関する計画
- (5) 防災組織づくり、訓練、研修、教育による地域防災力の向上に関する計画

災害応急対策計画編(風水害・事故対策編)

- (1) 風水害発生時における市の活動体制の計画
- (2) 同 情報の収集及び伝達に関する計画
- (3) 同 応援の要請に関する計画
- (4) 同 住民の避難や救助に関する計画
- (5) 同 飲料水、食料等の供給に関する計画
- (6) 同 衛生、医療に関する計画
- (7) 同 広域応援及びボランティア等の受入に関する計画
- (8) その他、風水害発生時における各種対策
- (9) 各種事故災害における応急対策

災害応急対策計画編(震災対策編)

- (1) 地震発生時における市の活動体制の計画
- (2) 同 情報の収集及び伝達に関する計画
- (3) 同 応援の要請に関する計画
- (4) 同 住民の避難や救助に関する計画
- (5) 同 飲料水、食料等の供給に関する計画
- (6) 同 衛生、医療に関する計画
- (7) 同 広域応援及びボランティア等の受入に関する計画
- (8) その他、地震発生時における各種対策
- (9) 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

災害復旧計画編

- (1) 災害の復旧及び復興に関する計画
- (2) 生活再建等の支援に関する計画

資料編

- (1) 条例
- (2) 協定書
- (3) その他計画に関わる各種資料

第3節 基本理念

市民、事業者及び市は、戸田市防災基本条例（令和3年条例第2号）第3条基本理念に基づいて、災害に備えなければならない。

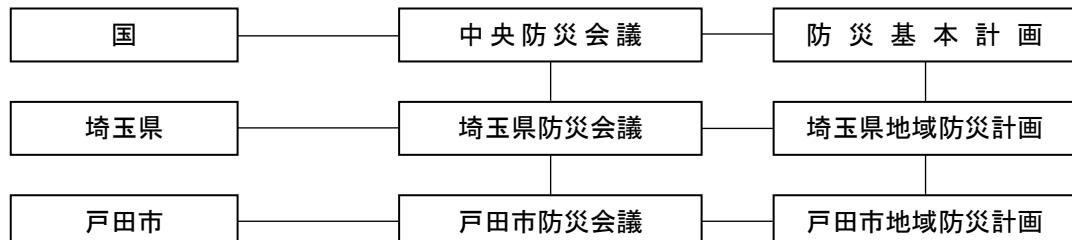
- (1) 自助・共助・公助一体として災害に立ち向かうこと。
- (2) 災害による被害を最小限にとどめることを基本に防災に取り組むこと。
- (3) 災害時要配慮者その他被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮し、個人としての尊厳を重んじるよう努めること。
- (4) 防災に関する知識及び技術を習熟し、災害への対応力を高めるとともに、助け合いの精神を育むことで、常に時代の変化に合わせ、これらを継承していくよう努めること。

第4節 計画の策定

戸田市は、戸田市防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。戸田市防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、適宜修正を行う。

なお、災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。

■計画の体系



第5節 計画の効果的推進

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、市民1人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、事業所、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に防災・減災のための行動と投資を息長く行う取組を展開する必要がある。

市は、地域の住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備え避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害が予測される段階から速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動が推進されるよう、住民防災意識に努める。

また、多様性に配慮した取組が必要なため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

さらに、災害時においては状況が刻々と変化することや、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなるため、これらを未然に防止する観点から、関係機関は防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを密にとり、信頼関係を醸成するとともに、訓練等を通じて、構築した関係を継続的なものにするよう努める。

第2章 戸田市の概況

第1節 自然条件

第1 位置

本市は、埼玉県の南端に位置し、都心から20km圏にある。川口・蕨・さいたまの県南各市と隣接し、荒川を隔てて朝霞市、和光市、東京都の板橋区、北区に隣接している。面積は18.19km²で、東西約7.2km、南北約3.9kmである。

第2 地形・地質

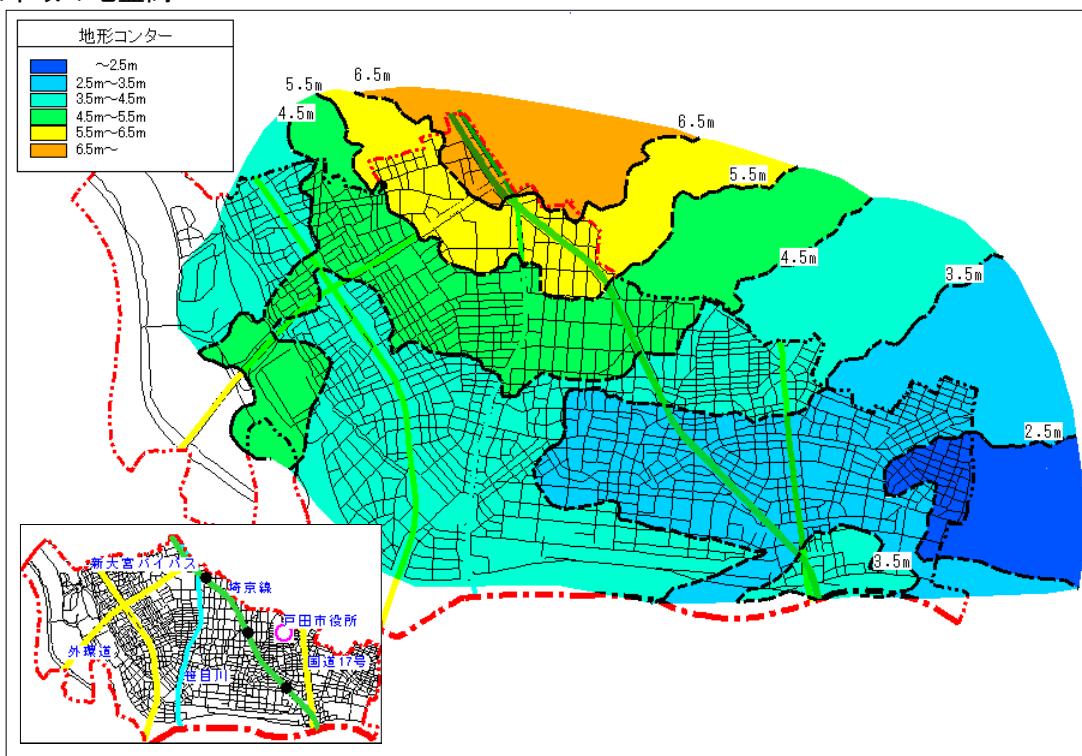
本市は、荒川によって形成された平坦な沖積平野に位置している。標高は北西から南東方向に低くなっている。戸田公園から菖蒲川に沿った地域では2～3mと最も低く、北西部や盛土をした土地では5mとなっている。

沖積平野には、北西から東南方向に首都高速道路及び中央通りに沿って、微高地が分布している。この微高地は自然堤防とよばれ、河川の氾濫によって砂等が堆積した地形であるが、市街地開発事業によって、その区分は困難になっている。

本市の南、西端は荒川の堤防で区切られ、西端の荒川第一調節池付近は、以前荒川が蛇行して流れていた流路であり、その一部は旧河道として残っている。

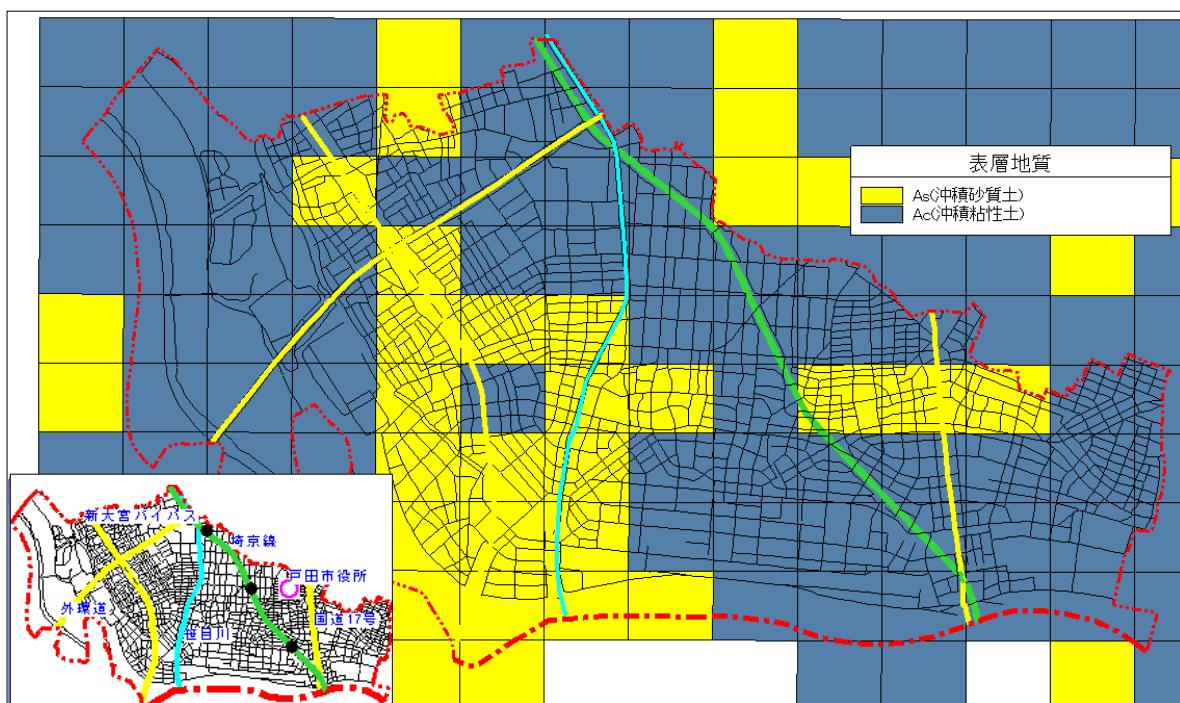
沖積平野は、約2万年前から荒川が堆積した粘土、シルト、砂が厚く堆積した地層（沖積層）で、一般に固結度が低く、軟弱な地層となっている。この沖積層の厚さは、25m～45mにも達している。

■戸田市域の地盤高



※国土地理院による数値地図5mメッシュ（標高）のデータを利用して作成

■ 戸田市域の表層地質



※埼玉県資料による表層地質図（250mメッシュ）より作成

第3 気象

本市は、東日本型の東海・関東型の気候区分に属している。この気候は、夏は梅雨と台風による降水量が多く、気温が高い特徴があり、冬は晴天が多く、著しく乾燥する特徴がある。

全国的にみると比較的温暖な気候である。

水害等をもたらす降水量は、6～10月に集中する。特に、台風シーズンとなる9月の降水量が多く、年間の約2割強の降水量に相当する。

■気象の状況

項目（年）	気温（℃）			平均湿度（%）	降水量（mm）	平均風速（m/秒）
	平均気温	最高気温	最低気温			
平成28年	14.8	34.9	-4.4	69.8	1,487	2.9
平成29年	15.9	37.5	-3.0	67.6	1,415	2.9
平成30年	16.9	39.8	-4.3	69.4	1,298	3.0
令和元年	16.4	37.8	-1.1	67.0	1,525	3.1
令和2年	16.4	38.1	-2.3	65.3	1,329	3.0

出典：警防課

第2節 社会条件

第1 人口

本市の人口は、昭和50年代から昭和60年代初めまでは、約8万人程度で横這いの状態であったが、昭和60年（1985年）のJR埼京線開通等を契機として増加に転じ、平成9年（1997年）に10万人を超えるに至り、現在も増加中である。

65歳以上の高齢者人口割合は約16.6%（令和3年1月1日現在：市統計資料）であり、全国平均の約28.4%（令和元年10月1日現在：人口推計（総務省統計局））に比較して、若年層の多い都市であると言える。

一方で、都市近郊の住宅都市としての性格上、人口流動が激しく、毎年総人口の10%に相当する約1万人の転入、転出の社会動態があることが特徴である。

また、近年は東京のベッドタウンとして、昼夜間人口比率が100%を下回る状況にある。

■総人口及び昼間・夜間人口の推移（単位：人）

年	総人口	昼間人口	昼夜間人口比率
昭和55年（1980年）	78,435	82,594	105.3
昭和60年（1985年）	76,960	83,288	108.4
平成2年（1990年）	87,599	90,593	104.1
平成7年（1995年）	97,571	98,633	101.2
平成12年（2000年）	108,039	107,314	99.4
平成17年（2005年）	116,696	114,102	97.9
平成22年（2010年）	123,079	114,241	93.7
平成27年（2015年）	136,150	119,428	91.0
令和2年（2020年）	140,868	※	※

※令和4年7月頃公開予定

出典：国勢調査

第2 交通

鉄道は、昭和60年（1985年）9月に開通したJR埼京線が南北に通り、戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅の3駅がある。戸田公園駅はJR埼京線の快速停車駅であることや東京に最も至近に位置することなどから、乗降客数が最も多くなっている。

幹線となる道路には、東京都と埼玉県を結ぶ国道17号、新大宮バイパス、首都高速5号池袋線が南北に、また、東西方向には、東京外環自動車道、国道298号、主要地方道練馬・川口線等、重要な路線が通っている。平成10年（1998年）には美女木ジャンクションから埼玉新都心に至る首都高速埼玉大宮線が開通している。

■市内駅の1日平均乗車人員（単位：人）

項目（年）	戸田公園	戸田	北戸田
平成30年	34,944	20,911	22,020
令和元年	34,478	21,355	22,196
令和2年	26,373	17,111	18,127

※令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり乗車人数が減少している。

出典：JR東日本ホームページ

第3 土地利用・建築物

市街化区域における土地利用の推移をみると、住居系、商業系、公共系の面積が増加し、農地（畑・水田）、工業系等の面積が減少している。

住宅地は、立地特性も相まって中高層の共同住宅（マンション）が増加している。特に、大規模な工場跡地や倉庫等からの転換が多くみられ、土地利用の高度化が進んでいる一方、戸建住宅の需要も多く、特に近年では、小宅地の開発が増えている。

市内の建築物の構造は、非木造の共同住宅など、比較的新しい年代の建物が増加してきているが、市全体でみると木造住宅の割合が3割程度あり、特に下戸田地区及び上戸田地区の一部では、防火構造ではあるものの木造建物が密集しているとともに旧耐震基準で建築された老朽建築物の割合が高くなっている。

第3節 戸田市で想定される災害の特性

第1 風水害

1. 過去の風水害

本市における主な風水害とその被害履歴は「近年の風水害による戸田市域の被害履歴」（資料編5. その他一覧 5-17～5-20頁）のとおりであり、明治時代から現在までの間に、荒川の氾濫等により大きな水害に見舞われている。

明治40年（1907年）8月の水害では、美女木などの市域西部が水に浸り、床上まで水が到達。明治43年（1910年）夏の洪水はさらに激しく、美谷本村の大堤防が決壊したため、市域が一面水没しとなつた。昭和に入っても水害は治まらず、市制が施行された昭和41年（1966年）には、6月、9月の2度にわたって多くの住居が浸水の被害を受けている。

近年は荒川をはじめとする河川改修や堤防整備により大規模な水害は発生していないが、市街地の拡大によって、降水の河川への流入量が増加するのに加え、盛土による水はけの悪化等の原因により、中小河川が氾濫する「都市型水害」が頻発する状況にある。昭和57年（1982年）9月11日（台風第18号）、平成17年（2005年）9月4日（集中豪雨）においては内水氾濫により、大きな被害が発生している。

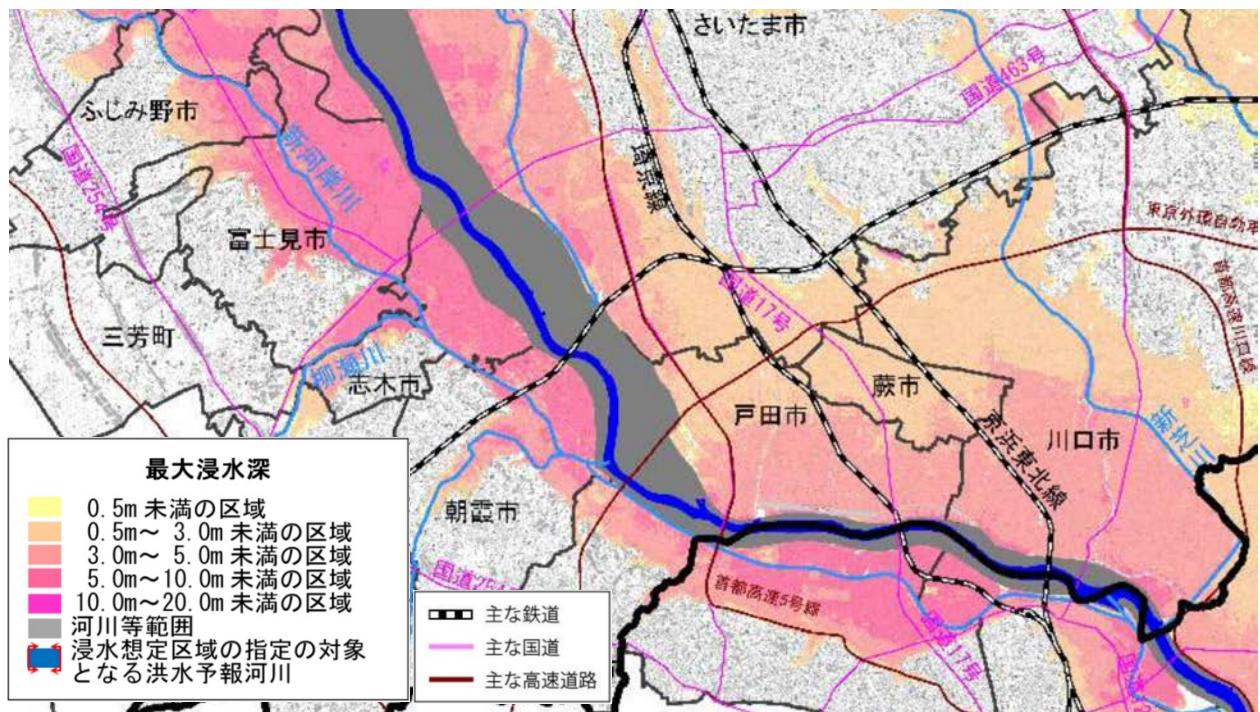
特に令和元年10月12日～13日（台風第19号）が襲来した際には、指定緊急避難場所を開設するなどの必要に迫られた。

2. 洪水被害の想定

戸田市の南部を流れる荒川については、国土交通省が、1000年に一度の確率で想定される最大規模の大雨（荒川流域で3日間に総雨量632mmの降雨）により荒川が増水し堤防が破堤した場合を想定した「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」を公表している。

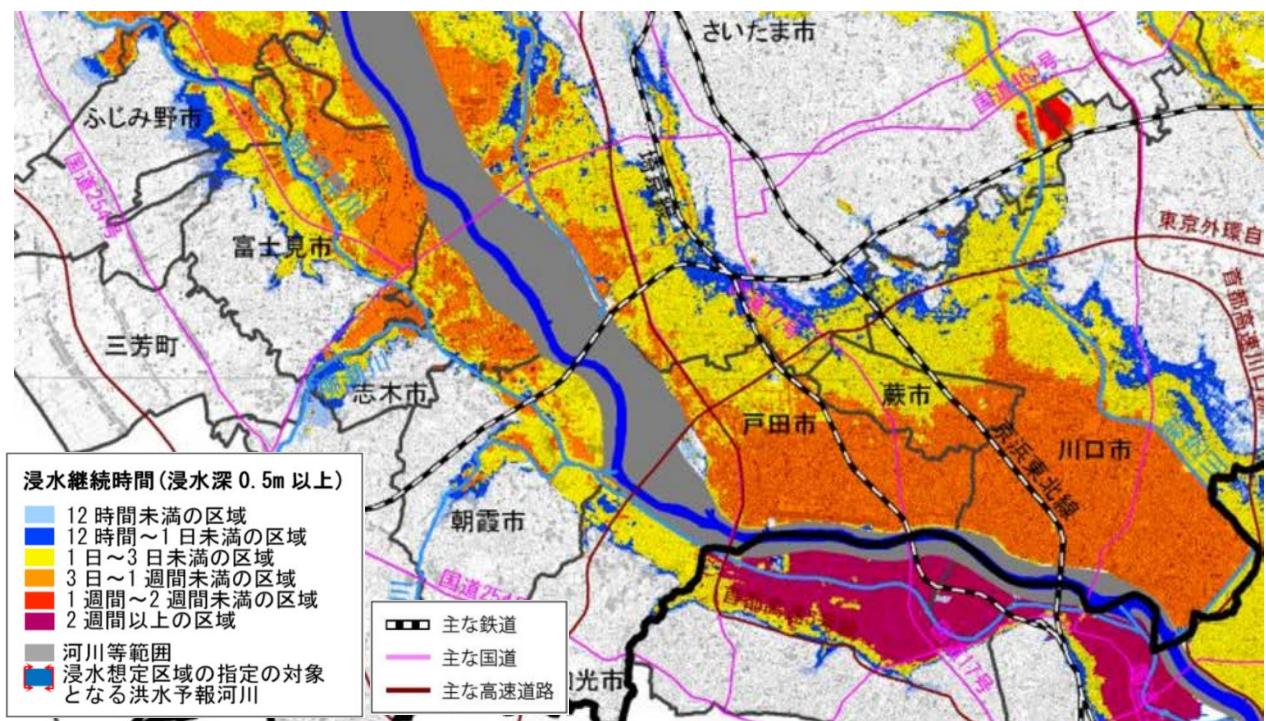
これによると、戸田市は市全域が水没し、最大浸水深は5～10m未満の区域、浸水継続時間（浸水深0.5m以上）は3日～1週間、多数の家屋が浸水、水没するなど大きな被害が発生することが予想されている。

■荒川氾濫時の浸水想定（想定最大規模規模）



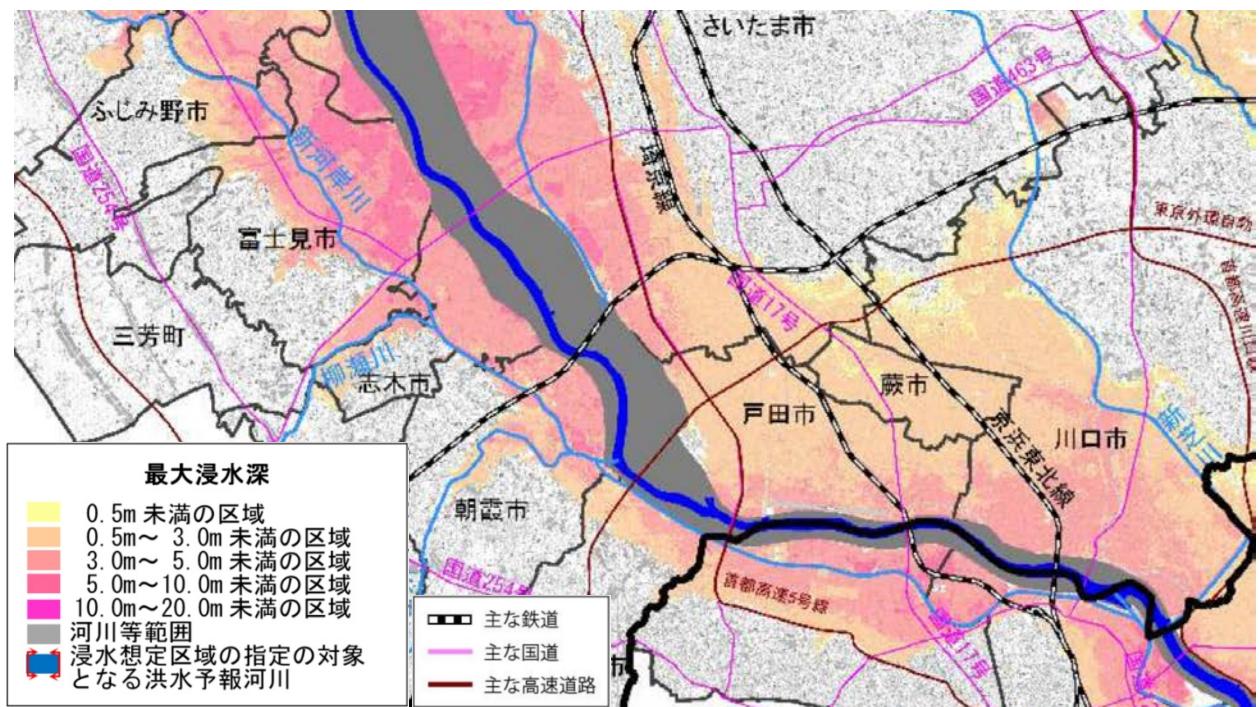
出典：荒川水系洪水浸水想定区域 荒川上流河川事務所

■荒川氾濫時の浸水継続時間



出典：荒川水系洪水浸水想定区域 荒川上流河川事務所

■荒川氾濫時の浸水想定（計画規模）



出典：荒川水系洪水浸水想定区域 荒川上流河川事務所

第2 震災

1. 過去の地震被害

本市における主な地震とその被害履歴は、「主な地震による戸田市域の被害履歴」（資料編5.その他一覧5-21頁）のとおりである。

なかでも埼玉県内に大きな被害を与えた地震としては、弘仁9年（818年）の関東諸国の地震、安政2年（1855年）の安政江戸地震、大正12年（1923年）の関東大震災及び昭和6年（1931年）の西埼玉地震があげられる。

最近では、平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とした未曾有の大災害である「東日本大震災」により、市内において最大震度5強を記録し、多くの建物損壊が発生した。

また、首都圏の交通機関の麻痺による帰宅困難者の発生や、地震発生以降も、福島第一原子力発電所の被災に伴う計画停電や放射性物質の飛散等の連鎖的被害も発生した。

2. 地震被害の想定

（1）想定地震

戸田市域に影響を及ぼすと考えられる想定地震として、埼玉県により平成24年度及び平成25年度に実施された「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（以下、「埼玉県地震被害想定」という。）では、3つの海溝型地震と2つの内陸直下型地震による5つの地震が想定されている。

■想定地震の断層位置図

【海溝型地震】東京湾北部地震 : M7.3

M : マグニチュード

茨城県南部地震 : M7.3

元禄型関東地震（相模湾～房総沖） : M8.2

【内陸直下型地震】関東平野北西縁断層帯地震 : M8.1

立川断層帯地震 : M7.4



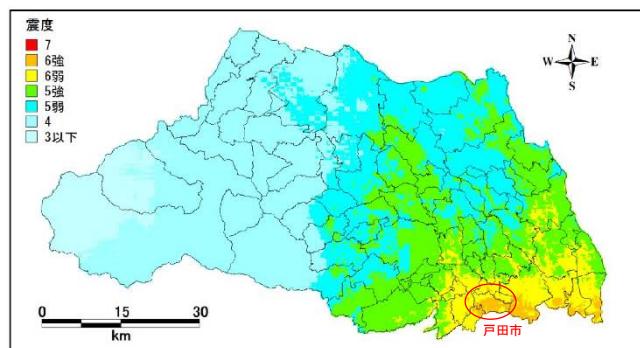
出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

これらの想定地震のうち、戸田市において最も大きな被害（揺れ）を及ぼす地震としては、東京湾下のプレート境界（北米プレート及びフィリピン海プレートの境界）で発生する東京湾北部地震（M7.3）が挙げられ、市域の広い範囲で最大震度6強の揺れが発生すると想定されている。

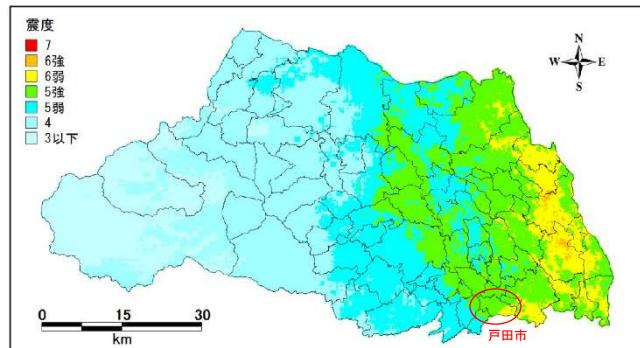
東京湾北部地震をはじめとし、首都圏直下で発生する海溝型の地震は、文部科学省の地震調査研究推進本部による海溝型地震の長期評価結果においても、今後30年以内の発生確率は70%程度（同50年以内の場合90%程度：平均発生間隔23.8年）となり、その切迫性が指摘されている。

なお、同じ海溝型地震であり、今後30年以内の発生確率が70%から80%と推定（地震調査研究推進本部）される南海トラフ地震（M8.0からM9.0）が発生した場合、戸田市の最大震度は5強以下と想定されている。

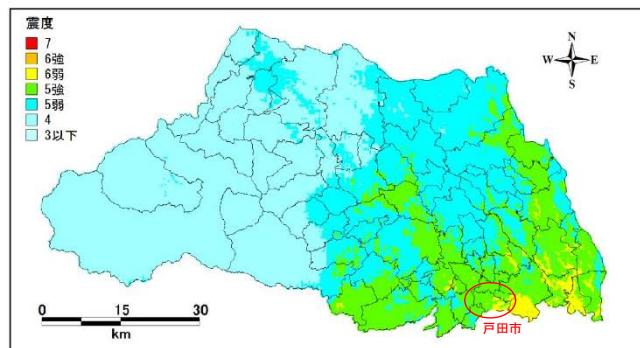
■各想定地震における地表震度分布図（出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書）



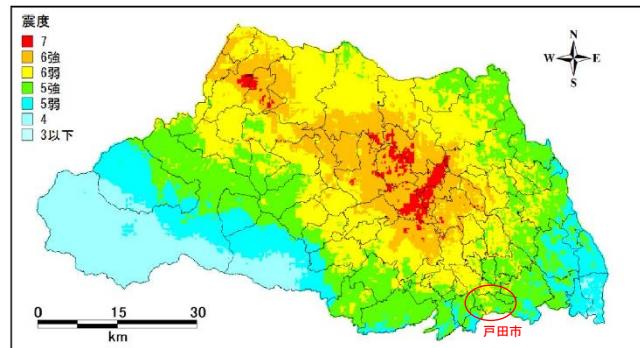
◀東京湾北部地震



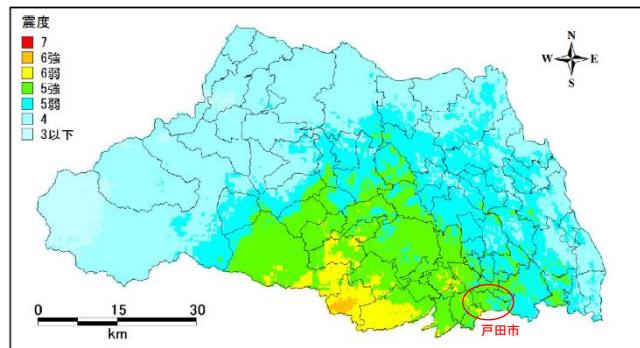
◀茨城県南部地震



◀元禄型関東地震



◀関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）



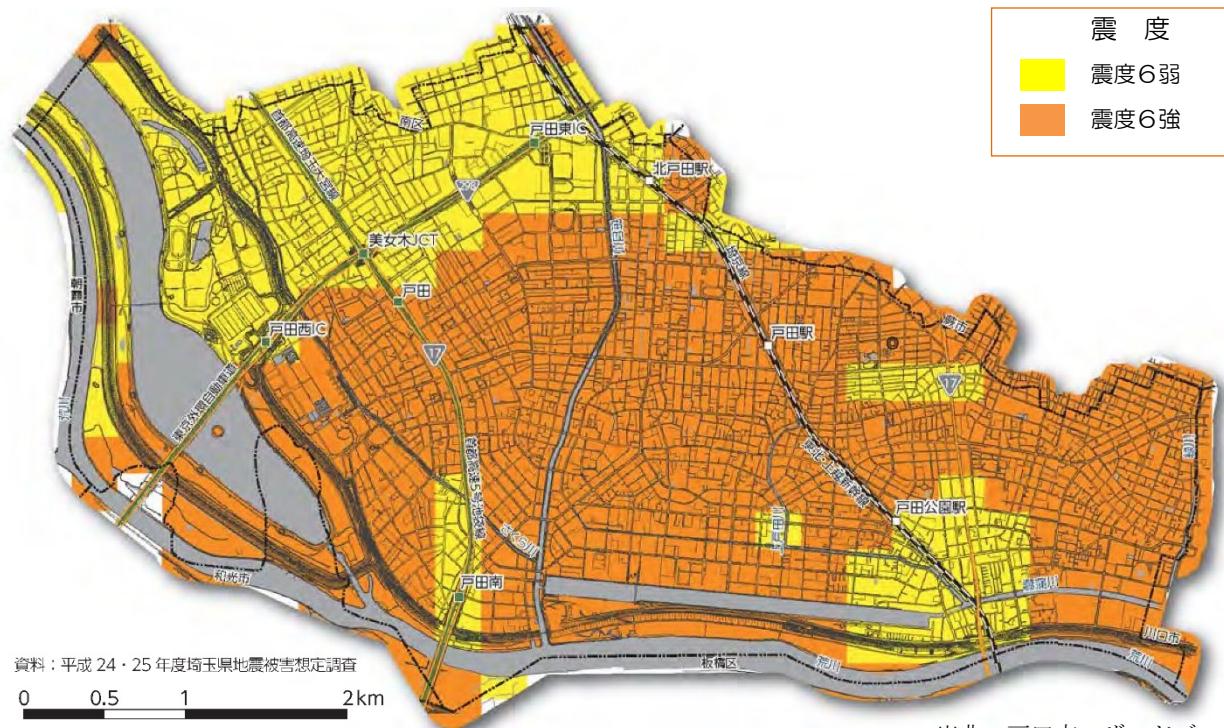
◀立川断層帯地震（破壊開始点：北）

(2) 被害予測

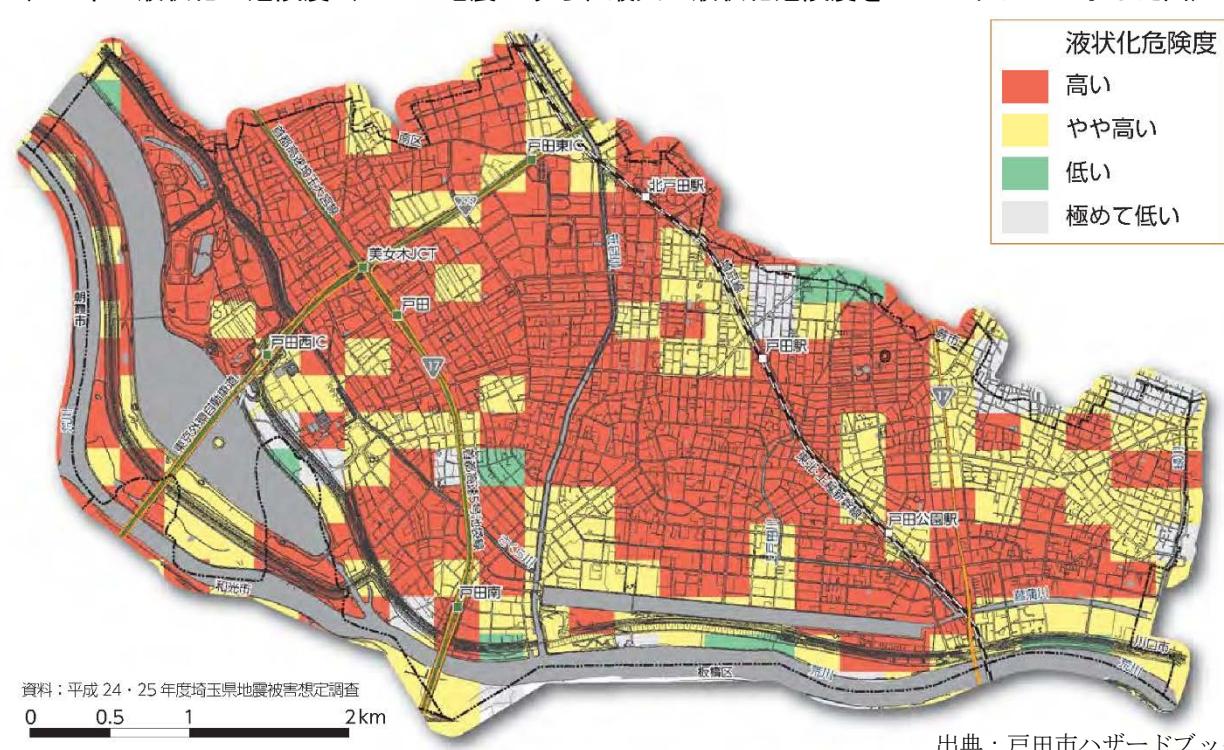
① 地震動・液状化

埼玉県地震被害想定における5つの地震による市内の最大震度は、6弱～6強の揺れが予測されている。また、このような地震の発生時には、ほぼ市全域にわたり液状化が発生する危険度が高いと予測されている。

■戸田市の震度分布予測（5つの地震のうち、最大震度を250mメッシュで示した図）



■戸田市の液状化の危険度（5つの地震のうち、最大の液状化危険度を250mメッシュで示した図）



② 建物被害

埼玉県地震被害想定における5つの地震による地震の揺れや液状化及び火災の発生による建物被害は、最大震度が最も大きい東京湾北部地震の発生時が最多となり、全壊棟数1,109棟、半壊棟数2,609棟に達すると想定されている。

■建物被害の予測（揺れ、液状化及び火災の発生による）

（単位：棟）

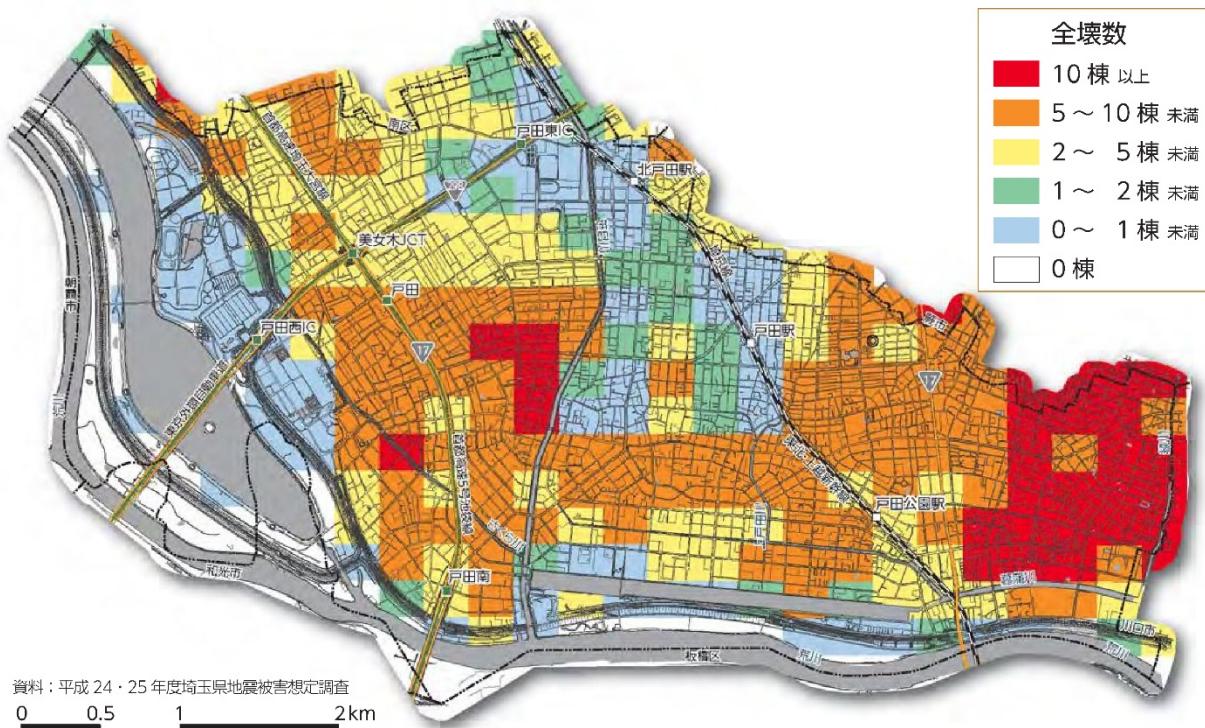
建物被害	東京湾北部地 震	茨城県南部地 震	元禄型関東地 震	関東平野北西縁 断層帯地震	立川断層帶地 震
全壊	1,109	138	73	57	0
半壊	2,609	427	318	255	23
火災焼失	18	0	0	0	0

※1 関東平野北西縁断層帯地震は、破壊開始点が南のケース

※2 立川断層帶地震は破壊開始点が北のケース

※3 火災焼失棟数は冬季18時・風速8m/sを想定

■揺れや液状化による建物被害予測（5つの地震のうち、最大の全壊数を250mメッシュで示した図）



出典：戸田市ハザードブック

③ 人的被害

埼玉県地震被害想定における5つの地震による人的被害は、建物被害と同様に東京湾北部地震の発生時が最多となり、死者64人、負傷者451人に達すると想定されている。

■人的被害の予測（最も被害の大きい冬季5時のケース）

(単位：人)

人的被害		東京湾北部震	茨城県南部震	元禄型関東震	関東平野北西縁断層帶地震	立川断層帶震
死 者	圧死(建物)	51	1	0	0	0
	圧死(収容物)	13	1	1	1	0
	焼死	0	0	0	0	0
	合計	64	2	1	1	0
負傷者	負傷者	383	39	36	30	4
	重傷者	68	2	1	1	0
	合計	451	41	37	31	4
要救助者数		482	11	5	5	0
避 難 者	1日後	8,939	1,195	706	556	18
	1週間後	10,345	1,902	706	556	24

※1 関東平野北西縁断層帶地震は、破壊開始点が南のケース

※2 立川断層帶地震は、破壊開始点が北のケース

※3 「圧死(建物)」は建物の倒壊による死者、「圧死(収容物)」は屋内の家具等の転倒等による死者を示す

※4 避難者は、避難所避難者と避難所外避難者の合計

3. 首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域の指定

平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26年3月に緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、埼玉県全域を含む首都直下地震緊急対策区域（1都9県309市区町村）が指定されている。

■首都直下地震緊急対策区域の指定基準について

(1) 震度に関する基準

震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市区町村を含む。）

(2) 津波に関する基準

「大津波」（3m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域

(3) 過去の地震による被害

- ・過去に発生した首都直下地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の首都直下地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。
- ・「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市区町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市区町村とする。

(4) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市区町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・周囲を指定候補市町村に囲まれている市区町村

出典：首都直下地震対策に係る区域等の指定 内閣府中央防災会議

第3 事故災害

1. 大規模火災による災害の特性

住宅火災の原因の多くは、放火、たばこ、こんろ、電気・石油ストーブ、天ぷら油の加熱等が原因で発生するものである。このため、住宅火災は、市内各所の不特定の家屋で発生するものであり、特に老朽木造住宅の密集地域等において火災が発生した場合、延焼速度が速ければ大規模な火災になる可能性があり、多くの人命に影響をもたらすものとなる。

また、不特定多数の者が出入りする大型商業施設や娯楽施設では、入場者の大半が内部の事情に不案内であるため、火災が発生した場合、群集心理の動搖から大規模な人身事故等を生ずる危険性も想定される。

2. 危険物等による災害の特性

ガソリンスタンド等の危険物施設やガス施設において、爆発等の危険物による被害が発生した場合は、一度に多数の死傷者を出す場合がある。また、危険物は、いったん火災となると延焼速度が速いため、大規模な火災となる危険性がある。

また、火薬等による爆発火災事故、高压ガス及び液化石油ガスの漏えいや爆発火災事故が想定されるほか、毒物劇物等は、車両等による輸送が頻繁に行われており、漏えい等も考慮しておく必要がある。

3. 広域停電による被害の特性

発電所や変電所等、電気事業者の施設事故や、電力需給バランスが確保できない事態（電力の供給量不足）により、広域的に電力が長時間にわたり断絶した場合、人々の日常生活に著しい影響を及ぼすだけでなく、医療機関や通信・交通施設等の円滑な稼動が妨げられるほか、治安の悪化等、都市の運営全体に重大な影響を及ぼすことが想定される。

4. 放射性物質、原子力発電所事故等による災害の特性

東日本大震災（平成23年（2011年）3月11日発生）による巨大地震及び津波が原因で福島第一原子力発電所の非常用電源が失われ、炉心溶融及び水素爆発が発生するまでに至り、原子炉容器が大きく損傷して放射性物質が大量に外へ漏れだした。

原子力発電所において、一度事故等が発生した場合は、放射性物質の拡散による発電所近隣地区の避難、広範囲の地域の立ち入り禁止、除染や飲料水・食料等の摂取制限など、重大な影響を及ぼす可能性がある。

本市においては、最も近い原子力施設として、茨城県東海村や大洗町の原子力施設が挙げられるが、本市からは100km程度離れており、同施設の事故により放射性物質の放出等の事態が発生した場合においても、直ちに避難等の措置に至ることは考えにくい。

しかし、避難区域に指定された原子力発電所近隣市町村からの避難者の長期的な受け入れを考慮する必要があるとともに、市内において放射性物質の除染が必要な事態に及ぶことも考えられる。

5. 道路事故による被害の特性

道路事故は、歩行者、自転車による接触事故、車両同士の衝突事故等があるが、多くの者が利用する自動車やバス等による事故が発生した場合、一度に多数の死傷者を出す可能性がある。

特に首都高速道路や東京外環自動車道等の高速道路等における自転車事故は、多数の死傷者の発生に繋がることが想定される。

6. 鉄道事故・施設災害による被害の特性

鉄道事故は、列車の脱線及び転覆による災害が考えられる。特に、通勤・通学や帰宅の時間帯のラッシュ時等に事故が発生した場合、一度に多数の死傷者が発生する可能性がある。

7. 航空機事故による被害の特性

航空機事故は、航空機の飛行中のエンジントラブルによる墜落や、航空機からの落下物による災害等が考えられる。住宅密集地や工場等へ墜落した場合、墜落による被害にとどまらず、大規模な火災、爆発の発生が想定される。

特に、旅客機等、大型航空機の墜落は大惨事となるおそれがある。

8. 龍巻・突風による被害の特性

龍巻や突風は、上空の大気の状況が不安定となることにより突然的に発生し、その風速によっては局地的又は帶状に家屋の倒壊等を引き起こすとともに、広範囲に飛散物が散乱するなど、大きな被害をもたらすおそれがある。

9. 大雪による被害（雪害）の特性

大雪により、交通機能の麻痺に加え、通信・電力施設等のライフラインへの影響も考えられ、一時的な都市機能の混乱が想定される。

特に道路、鉄道等の輸送活動の停滞は、住民生活や経済活動へ大きな影響を及ぼすおそれがある。

第3章 市民、事業者、市、議会の責務

戸田市防災基本条例（令和3年条例第2号）で規定している市民、事業者、市、議会の責務については、次のとおりである。

第1 市民の責務

1. 市民は、災害時において、自身及び家族の安全を確保するために必要な備えを整えるとともに、防災に関する知識及び技術の習得に努めるものとする。
2. 市民は、災害時において、相互に協力し防災に取り組むことができるよう、日常から地域での助け合いに努めるものとする。
3. 市民は、市、防災関係機関、自主防災組織、事業者等が実施する防災対策について協力するよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

1. 事業者は、従業員、事業所等への来訪者及び地域住民の安全を確保するために施設及び設備に対し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2. 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合の対策を講ずるよう努めるものとする。
3. 事業者は、従業員等が防災に関する知識及び技術を習得するため、必要な研修、訓練等を実施するよう努めるものとする。
4. 事業者は、市民及び自主防災組織と連携し、市、防災関係機関等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

第3 市の責務

1. 市は、市民の生命、尊厳及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、国、埼玉県、市民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等と連携し、総合的な防災対策の推進を図らなければならない。
2. 市は、市民及び事業者に対し、防災意識の高揚及び災害への備え等の充実を図るため、必要な情報を提供し、共有しなければならない。
3. 市は、自主防災組織の充実に向けて支援を行うとともに、市民及び事業者の自発的な防災の促進を図らなければならない。
4. 市は、国及び埼玉県と連携し、道路、河川、公園等の都市基盤の整備その他あらゆる事業を通じて、災害に強いまちづくりを推進するものとする。
5. 市は、管理する施設、設備等の安全性の確保を図るとともに、建築物の耐震化の促進について、埼玉県と連携した指導、助言、支援等により、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

第4 議会の責務

1. 議会は、市民の生命、尊厳及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、防災に関する調査及び研究を行い、市の防災対策への助言及び提言を行わなければならない。
2. 議会は、国及び埼玉県の動向を踏まえ、市の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。
3. 議会は、災害時に議会災害対策支援本部を設置し、市の災害対策本部と協力して市内の被害の状況に関する情報の収集及び整理をし、災害に関する必要な情報を市民に発信するよう努めなければならない。
4. 議会は、国、埼玉県及び市への災害復旧の推進及び支援活動の実施並びに調整を働きかけ、早期の復旧及び復興が実現されるよう努めなければならない。

第4章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務大綱

本市における防災に際し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 戸田市

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災害対策基本法第5条第1項）

第2 埼玉県

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災害対策基本法第4条第1項）

1. さいたま県土整備事務所

- (1) 降水量及び水位等の観測通報に関すること
- (2) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること
- (3) 水閘門及び排水機場等に関すること
- (4) 水防管理団体との連絡指導に関すること
- (5) 河川、道路及び橋梁等の災害状況の調査及び応急処理に関すること
- (6) 応急仮設住宅の設置及び罹災者住宅の応急処理に関すること

2. さいたま農林振興センター

- (1) 農畜林水産被害状況の調査に関すること
- (2) 農作共済、家畜共済、養蚕共済及び建築物等の共済に関すること
- (3) 農業災害融資に関すること
- (4) 罹災者の食糧等の確保及び輸送に関すること
- (5) 主要農作物の種子及び苗の確保に関すること
- (6) 農作物病害虫防除対策に関すること
- (7) 防除機具及び農薬の調整に関すること

3. 蕨警察署

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること
- (2) 警告及び避難誘導に関すること
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること
- (4) 交通の秩序の維持に関すること
- (5) 犯罪の予防検挙に関すること
- (6) 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること
- (7) 漂流物等の処理に関すること
- (8) その他治安維持に必要な措置に関すること

4. 南部保健所

- (1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること
- (2) 医療品、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関すること
- (3) 各種消毒に関すること
- (4) 細菌及び飲料水の水質検査に関すること
- (5) そ族、昆虫駆除に関すること
- (6) 伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること
- (7) 災害救助食品の衛生に関すること
- (8) 災害時の上下水道の復旧清掃に関すること
- (9) 病院、診療所及び助産所に関すること
- (10) 毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等に関すること

5. 県南部地域振興センター（※ 県が災害対策本部を設置した場合、県災害対策本部川口支部として機能する）

- (1) 災害地における関係機関との連絡調整に関すること
- (2) 市町村と連携した帰宅困難者対策
- (3) 市町村災害対策業務の支援

6. 南部教育事務所

- (1) 教育関係の罹災状況調査に関すること
- (2) 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること
- (3) 災害給付及び施設の災害貸付けに関すること
- (4) 応急教育実施の予定場所の指導に関すること
- (5) 教育実施者の確保に関すること
- (6) 応急教育の方法及び指導に関すること
- (7) 教科書及び教材等の配給に関すること
- (8) 重要文化財の保護に関すること
- (9) 災害学校の保護指導に関すること
- (10) 被害地学校の給食指導に関すること

第3 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災害対策基本法第3条第1項）

1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
- (2) 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること

2. 関東財務局

- (1) 災害査定立会に関すること
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関すること
- (3) 地方公共団体に対する融資に関すること
- (4) 国有財産の管理処分に関すること

3. 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- (2) 関係職員の派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

4. 関東農政局

- (1) 災害予防対策
 - ① ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
- (2) 応急対策
 - ① 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること
 - ② 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること
 - ③ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること
 - ④ 営農技術指導、家畜の移動に関すること
 - ⑤ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること
 - ⑥ 応急用食料・物資の支援に関すること
 - ⑦ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること
 - ⑧ 食品の需給・価格動向や表示等に関すること
 - ⑨ 関係職員の派遣に関すること

(3) 復旧対策

- ① 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること
- ② 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること

5. 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

6. 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

7. 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること

8. 関東運輸局埼玉運輸支局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること

9. 東京航空局東京空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

10. 東京管区気象台（熊谷地方気象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

11. 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

12. 川口労働基準監督署

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること
- (2) 職業の安定に関すること

13. 関東地方整備局

管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

- (1) 災害予防
 - ① 震災対策の推進
 - ② 危機管理体制の整備
 - ③ 災害・防災に関する研究、観測等の推進
 - ④ 防災教育等の実施
 - ⑤ 防災訓練
 - ⑥ 再発防止対策の実施
- (2) 災害応急対策
 - ① 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
 - ② 活動体制の確保
 - ③ 災害発生直後の施設の緊急点検
 - ④ 災害対策用資機（器）材、復旧資機（器）材等の確保
 - ⑤ 災害時における応急工事等の実施
 - ⑥ 災害発生時における交通等の確保
 - ⑦ 緊急輸送
 - ⑧ 二次災害の防止対策
 - ⑨ ライフライン施設の応急復旧
 - ⑩ 地方公共団体等への支援
 - ⑪ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく「連絡情報員（リエゾン）」の派遣
 - ⑫ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣
 - ⑬ 被災者・被災事業者に対する措置
- (3) 災害復旧・復興

- ① 災害復旧の実施
- ② 都市の復興
- ③ 被災事業者等への支援措置

14. 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

15. 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

16. 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

第4 陸上自衛隊（第32普通科連隊）

- (1) 災害派遣の準備
 - ① 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること
 - ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - ③ 埼玉県地域防災計画と合致した防災訓練の実施
- (2) 災害派遣の実施
 - ① 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること
 - ② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第5 指定公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるよう、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災害対策基本法第6条第1項）

1. 東日本旅客鉄道株式会社（戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅）

- (1) 災害時に線路が不通になった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと

- (2) 災害により線路が不通になった場合
 - ① 列車の運転整理及び折り返し運転、う回を行うこと
 - ② 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配を行うこと
- (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等への監視及び場合によっては巡回監視を行うこと
- (4) 死傷者の救護及び処置を行うこと
- (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと
- (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理を行うこと

2. 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部、株式会社NTTドコモ 埼玉支店

- (1) 電気通信設備の整備に関すること
- (2) 災害時の非常通信の確保及び警報の伝達に関すること
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

3. 日本郵便株式会社（蕨郵便局）

- (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること
- (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関するこ

4. 日本赤十字社 埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金の募集、配分等の協力に関すること

5. NHKさいたま放送局

- (1) 住民に対する防災知識の普及に関すること
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること

6. 東日本高速道路株式会社 関東支社（東京外環自動車道）

- (1) 災害防止に関すること
- (2) 被災点検、応急復旧工事等に関すること
- (3) 災害時における利用者等へのう回路等の情報（案内）提供に関すること
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること

7. 首都高速道路株式会社

- (1) 首都高速道路の保全に関すること
- (2) 首都高速道路の災害復旧に関すること
- (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること

8. 日本通運株式会社 川口支店

災害応急活動のため、市長の車両借り上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関するこ

9. 東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関するこ

10. 東京ガス株式会社 埼玉支社

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関するこ
- (2) ガスの供給の確保に関するこ

第6 指定地方公共機関

1. 一般社団法人 埼玉県トラック協会

災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること

2. 一般社団法人 埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること

3. 株式会社テレビ埼玉・株式会社エフエムナックファイブ

- (1) 住民に対する防災知識の普及啓発に関すること
- (2) 住民に対する応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること

4. 一般社団法人 蕨戸田市医師会・一般社団法人 蕨戸田歯科医師会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること

5. 一般社団法人 埼玉県LPGガス協会

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること
- (2) ガスの供給の確保に関すること
- (3) カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること

6. 荒川左岸水害予防組合

- (1) 水防施設資材の整備に関すること
- (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること
- (3) 水防活動に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災害対策基本法第7条第1項）

1. さいたま農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること
- (3) 被災農家に対する融資、斡旋に関すること
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること
- (5) 農産物の需給調整に関すること

2. 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会・社会福祉法人 戸田市社会福祉協議会

- (1) 災害時要配慮者の支援に関すること
- (2) 災害時における災害ボランティアセンターの開設・運営に関すること
- (3) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること

3. 戸田市商工会

- (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋の協力に関すること
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること

4. 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における病人等の収容、保護に関すること
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること

5. 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における収容者の保護に関すること

6. 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること

7. 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
- (2) 被災時における教育対策に関すること
- (3) 被災施設の災害復旧に関すること

8. 社会教育関係団体等

- (1) 市が実施する応急対策についての協力に関すること

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 防災都市づくり計画

第1 計画の基本目標

市では、住民等がより安全に暮らせる都市づくりを基本として、都市計画の観点から「戸田市都市計画防災方針」（平成24年3月）を策定した。

本市においては、大規模地震に起因する火災延焼の危険性は首都圏の中では低くなっている。また、市域内には学校、公園、広場等の公共空地が市内に配置されているため、大規模地震発生時にはこれらの空間を活用することにより、指定緊急避難場所は概ね確保できる状況にある。

しかしながら、大規模地震発生に伴う建物倒壊による道路閉塞や火災の発生等による被害が起こる可能性があり、これら被害を最小限に抑えるため、建物の耐震化や不燃化・難燃化の促進を図るとともに、防災都市づくりに向けて身近な公共空間の活用を図る必要がある。

近年、気候変動により短い時間で大量の雨が降る集中豪雨や台風の発生が頻発しており、本市においても荒川の決壊による洪水や内水氾濫に伴う市域の浸水が予想され、浸水被害を最小限に抑えるための避難空間の確保や、雨水排水及び貯留機能の強化を図る必要がある。

今後、大規模地震、洪水、内水氾濫等の自然災害に対して、想定される災害への対策とともに、想定される以上の災害への予防的な対応も踏まえ、防災都市づくりを推進する。

第2 計画の基本方針

1. 火災延焼拡大の危険性の防止

本市は、市域全体として建物の密集度が比較的低いため、大規模地震発生後に消防力が期待できない同時多発的な火災を条件とした火災延焼の規模は首都圏の中では小さい。しかしながら、市域内で相対的に見た場合比較的火災延焼の規模が大きい地域が存在している。

このため、都市計画課、まちづくり推進課、土地区画整理事務所は、市域内で火災延焼のリスク規模が大きい地域における火災延焼の規模を低減するとともに、建物の密集度が高い地域については、防火及び準防火地域を指定することにより、火災延焼拡大の防止に努める。

2. 火災広域化の防止

本市は、都市計画道路や鉄道、河川等の延焼遮断帯により都市が分節されているため、これらの延焼遮断帯により火災の延焼拡大の危険性は低い。

しかしながら、より安全な都市を目指すため、みどり公園課、まちづくり推進課、都市交通課、土地区画整理事務所は、都市計画道路の未整備区間の整備の推進や、街路樹の設置、公園のリニューアル等により、火災の広域化の防止に努める。

3. 身近な避難空間の位置付け

市域内には避難空間として、公園、広場等の公共空地が身近にあり、概ね歩いて行ける距離に分布している。これら公共空地は、大規模地震発生後、市民同士が助け合い避難・救援活動を行う空間として活用可能である。

このため、危機管理防災課は、これら公共空地を一時避難場所等として位置付けるとともに、一時避難場所までの避難路の安全性確保に努めるものとする。

4. 広域的な防災活動拠点の位置付け

危機管理防災課、道路管理課は、火災延焼等による避難だけでなく、想定以上の災害への対応を可能とするとともに、災害発生後の避難、救援、復旧、復興時の活動を支援するため、広域的な防災活動拠点を位置付ける。また、これら広域的な防災活動拠点への市内のアクセス道路について、安全性の確保に努める。

5. 住民と市の協働による安全なまちづくりの推進

まちづくり推進課は、防災性能が弱いところが見られる地区においては、市民との協働により、災害に対して安全なまちづくりを推進するとともに、住宅の耐震化を促進する。

6. 大規模水害への対応

荒川の氾濫による洪水の発生により、市域のほとんどが浸水すると予測されていることから、緊急的な避難が必要な場合は近くの建物等に避難できるように、住民や事業所等が協力して避難空間を検討するとともに、危機管理防災課は、公共施設の更新にあわせた避難空間及び指定緊急避難場所の確保に努める。

また、国、県、関係団体等と連携し、タイムラインに基づいた行動を推進する。

7. 内水（浸水）被害の軽減

近年、短い時間で大量の雨が降る集中豪雨が多発し、雨水が排水しきれない内水氾濫が発生する状況にある。

市域内で比較的内水（浸水）の被害が高いと予想される区域では、内水（浸水）被害の軽減を図るために、下水道施設課、土地区画整理事務所は雨水排水施設の整備を推進する。

また、民間事業者による宅地開発や、公共機関による施設整備については、雨水の流出を抑制するため雨水浸透貯留機能の強化に努める。

8. 居住誘導区域内住居への対応

戸田市立地適正化計画に基づく居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう定めた区域であるため、都市計画課は、災害リスクを踏まえた防災指針を位置付け、居住の防災対策・安全確保対

策を図るものとする。

9. 流域治水の推進

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためは、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む「流域治水」を推進する。

第3 ユニバーサルデザインによる公共空間の整備

市は、「戸田市都市計画防災方針」と並行し、高齢者や障がい者等、あらゆる人が安全で快適に生活できるよう、道路や公園、公共建築物などの公共空間において、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を進める。

現在、市役所周辺を含め3駅周辺は、それぞれ重点的かつ一体的にユニバーサルデザイン整備を進めている。また、特定施設のユニバーサルデザイン化にとどまらず、民間の建築物等も含め、市内をネットワークするユニバーサルデザイン空間の形成を図り、災害時要配慮者が安全な避難行動及び不便の少ない避難所生活等を可能とする環境整備を推進する。

第2節 河川防災計画

第1 計画の方針

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。このため市域内の河川等の現況危険箇所等を把握し、国、県に整備促進を要請するとともに、河川改修、排水事業等防災事業の推進に努め、適正な維持管理を行い、水害リスク情報図を作成及び公表することで水害の未然防止を図る。

また、地震に伴う二次災害の予防を図るために河川施設の耐震化を推進する。

第2 計画の内容

1. 河川施設の整備

荒川は、国土交通省が荒川調節池、堤防の整備等を実施しており、流域の水害の軽減に大きく寄与している。

また、市内を流下する笛目川、菖蒲川、緑川といった埼玉県管理の河川は、急激な都市化による土地の遊水・保水機能の減少により、大雨時に水害が発生してきたが、河川改修や水門、排水機場の整備が実施され、水害の防止対策が行われている。

土地開発等による雨水流出量の増大に伴う治水機能の向上のため、笛目川、菖蒲川、緑川の河川改修や排水機場の機能の増強等を国、県に対して要請するとともに、戸田ポートコースの予備放流により周辺地域の氾濫頻度の低減を図る。

本市では土地・宅地開発により、遊水・保水機能を持つ水田等が減少し、河川への雨水流出量の増大が予想される。そこで市管理の、上戸田川、さくら川の拡幅等の河川改修事業により、水害の防止を図るとともに、水路等では土砂が堆積するため浚渫を実施する。

また、近年の気象変化の影響に伴い集中豪雨が各地で頻発しており、あらゆる洪水に対してハード整備だけで対応することは困難であり、洪水による被害を最小限に抑えるため、ソフト対策を組み合わせることにより、効果的な治水対策を図る。

2. 河川施設の耐震化

河川構造物の耐震化は、被災に伴う二次災害の予防を図るために極めて重要である。

河川課は、県及び国との連携により、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊による河川水が堤内地に流入することが危惧される区間や施設の耐震点検を実施し、対策の必要な区間及び施設について対策工事を実施するとともに、河道改修、浚渫等を実施し、災害による水害発生を未然に防ぐことに努める。

3. 水害リスク情報図の作成及び公表

河川課は、洪水浸水想定区域が指定されていない市管理河川における過去の浸水実績等を踏まえ、水害リスク情報図を作成し、戸田市ハザードブック等を通じて、住民や事業所に公表する。

第3節 地盤災害予防計画

第1 計画の方針

土地の自然特性や災害特性等に適した土地利用を推進するとともに、地震による液状化等の地盤災害の危険性が高い地域において、被害軽減を図るための対策を実施する。

第2 計画の内容

1. 調査研究の実施及び公表

本市は沖積層が厚く堆積し、地盤の液状化現象により、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

危機管理防災課は、市内で実施されている地質調査結果や、大学や各種研究機関において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、市内の液状化の危険度予測を行い、戸田市ハザードブック等を通じて、その結果を市民や事業所に公表する。

2. 液状化対策工法の普及

土木施設構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策がある。

危機管理防災課は、液状化現象が予測される地域や市民に対して、液状化の仕組みや各種液状化対策工法に関するパンフレット等を配布するなど、建物を建てる際の留意点や液状化対策などの普及及び啓発に努める。

3. 液状化対策の実施等

資産経営課、施設所管課は、市が所有する公共建築物について、液状化現象が予測される地域においては、地盤の調査をするなど適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施する。

第4節 道路防災計画

第1 計画の方針

災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには、一方の輸送道路が建物等の倒壊により閉塞した場合にも、もう一方の輸送道路により緊急輸送が可能なよう、緊急輸送道路の複線化（ダブルネットワーク）を形成することが重要である。

そのため、ダブルネットワークを考慮した緊急輸送道路の指定とともに、指定する道路の機能強化を目指した整備を推進する。

第2 計画の内容

1. 一般道路

(1) 幹線道路の整備

都市計画課、まちづくり推進課、都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所は、日常的な道路ネットワークの形成とともに、災害時の広域的な緊急輸送等も考慮して、都市計画道路を土地区画整理事業や街路事業として整備する。

(2) 生活道路の整備

まちづくり推進課、都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所は、歩行者優先を基本的に考え、高齢者、身体障がい者、子供等が安心して歩け、災害時の避難にも配慮した整備を行う。

(3) 道路環境の整備

道路管理課、土地区画整理事務所は、道路に関する啓発活動を通じ、住民の理解と協力を得ながら自宅前の道路清掃の実施や、また不法占有物、不法看板等の減少に向けて強化を図り、安全な避難活動に配慮した道路環境を整備する。

(4) 道路空間の整備

まちづくり推進課、都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所は、火災、地震発生時に破損した電柱や電線による通行障害を軽減するために、電線類の地中化を推進する。

(5) 橋梁の耐震・修繕

道路管理課は、地震災害時の通行を確保するため、老朽化した橋梁を定期的に調査・点検し、点検結果を踏まえ順次補強、修繕等を実施する。

2. 高速道路

(1) 東京外環自動車道

東日本高速道路株式会社は、以下の予防対策を講じる。

- ① 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。
- ② 橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。
- ③ 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。
- ④ 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機(器)材、生活用品等の備蓄に努める。

(2) 首都高速道路

首都高速道路株式会社は、以下の予防対策を講じる。

- ① 「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(国土交通省都市局長、道路局長通知：平成29年(2017年)7月)等に基づき、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、利用者の安全対策等、地震防災対策のより一層の強化充実を図る。
- ② 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。
- ③ 災害時における情報収集・伝達等に必要な電気通信設備の常時点検を行う。
- ④ 災害時における緊急点検・応急復旧等の対策を実施するための資機(器)材及び物資の備蓄を行う。
- ⑤ 防災広報を実施する。
- ⑥ 防災訓練を実施する。

第5節 建造物等防災計画

第1 計画の方針

建築物の災害対策は、新築時の耐震基準にもとづき、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、病院や集会場、大規模店舗、旅館、社会福祉施設等、多数の者が利用する建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、昭和56年5月30日以降の耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、「戸田市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震化の促進を図る。

第2 計画の内容

1. 公共建築物等の安全性の向上

大規模な地震に備えて、地域の防災拠点となる庁舎、及び避難所として使用する学校、福祉センター等の公共建築物については、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるとともに国や県と連携し、施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。また、風水害時の浸水被害を勘案し、受電設備等の上層階への整備を促進する。

その他多数の者が利用する施設についても、計画的に耐震診断を行うとともに、必要に応じて改修計画を策定し、順次改修を行う。

2. 多数の者が利用する建築物の耐震性の向上

病院や集会場、大規模店舗、旅館、社会福祉施設等、多数の者が利用する建築物は、地震時に多大な被害が発生する危険性が高いことから、まちづくり推進課は、設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定の徹底について、県と連携・協力する。

また、既存不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）に基づく指導・助言、指示により耐震診断・改修を促進する。

専門的な技術判定が必要な耐震診断については、県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」の活用を図るなどの支援を行う。

3. 住宅、その他の建築物の安全性の向上

住宅その他の建築物について、まちづくり推進課は、建物倒壊等により人命を損なうことがあるため、県と連携して、所有者に対する耐震診断・耐震改修の普及・啓発推進、建築相談・耐震相談窓口の設置、耐震改修促進法による認定制度や融資制度、住宅・建築物耐震改修等事業等の支援制度の紹介など、耐震改修の誘導・促進を図る。

4. ブロック塀・窓ガラス等の地震時における安全性の向上

危機管理防災課、みどり公園課、都市計画課、まちづくり推進課は、県と連携し、地震時におけるブロック塀、自動販売機、看板等の転倒や落下に対する安全性を向上するために、安全点検及び改修指導を行う。特に、ブロック塀については、「戸田市ブロック塀等撤去・築造等事業支援補助金」や「戸田市地区計画区域内生け垣設置補助金」に関する情報提供を行い、改修を促進する。

5. 家具等の転倒防止対策

障害福祉課、健康長寿課は、家具物品の転落や転倒による負傷を防ぐため、高齢者及び障がい者世帯を対象として用具の給付及び設置を行う事業を推進する。

また、危機管理防災課は、一般世帯に対しても、防災パンフレットや広報紙等を用いて家具物品の転落や転倒防止に関する知識の普及・啓発を行う。

6. 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域

次の区域について、危機管理防災課、都市計画課、まちづくり推進課、都市交通課、道路管理課は、県と連携し現状等を把握し、重点的に耐震性能の向上を図ることとし、必要な措置を講ずるよう啓発に努めるものとする。

- (1) 老朽木造住宅が密集するなど地震時の建築物の倒壊による避難路の遮断や、集団火災の発生等が予想される区域
- (2) 埼玉県緊急輸送道路網における防災拠点及び拠点間を結ぶ緊急輸送道路と拠点へのアクセス道路の沿道区域
- (3) 地盤の状況が悪いと考えられる区域（液状化）

7. 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の要請体制の整備

都市計画課、まちづくり推進課は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊や部材の落下等により生じる二次災害、宅地（擁壁・法面等含む）の崩壊等による二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、地震により建築物や宅地が被災した場合、迅速かつ的確に被災建築物及び被災宅地の危険度判定が実施されるよう、県や関係団体へ速やかに要請できる体制の整備を行う。

8. 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な災害により、多数の市民が住居を失うことを想定し、平常より、あらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

また、危機管理防災課、まちづくり推進課は、平常時より、一時居住施設として利用可能な市営住宅等の公営住宅、民間賃貸住宅等の活用の検討を行うなど、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

■応急仮設住宅建設予定地

- | | |
|----------|------------|
| ① 新田公園 | (美女木 3-1) |
| ② 惣右衛門公園 | (笹目 1-38) |
| ③ 笹目公園 | (笹目 7-1-1) |

9. 特定空家等への措置

まちづくり推進課は、災害によって倒壊するおそれがあると認められる特定空家等の所有者等に対して指導、助言又は勧告を行う。

第6節 学校等教育施設防災計画

第1 計画の方針

学校及びその他教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時における児童・生徒等の安全確保方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。

また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講ずる。

第2 計画の内容

1. 防災体制の整備

学校等においては、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。その際学校等が避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市の災害対策関係部局やPTA、地域の自主防災会等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。

また、発災時別の避難、保護者への引渡し、又は学校での保護方策等、児童・生徒等の安全確保を適切に行うため、学校防災マニュアル等の適宜見直しを行うとともに、その内容の徹底を図る。

(1) 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員等の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情に応じ、教職員の参集体制、初動体制をあらかじめ定め、避難所の運営に参画する。

また、災害時における情報収集連絡を的確かつ円滑に行うため、無線機等の配備を促進し、市教育委員会、本市の災害対策関係部局との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者等との間のメール配信サービスの完全普及等、情報連絡体制を整備する。なお、保護者に対し、学校防災マニュアル等に基づく学校の防災体制及び対応方策、災害発生時の連絡方法及び児童・生徒等の引渡し方法等について周知を行う。

(2) 避難所としての運営方法

避難所として指定されている学校は、教育委員会と連携し、市の避難所指定職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。

また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合等を想定し、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の可否・順位を定めておく。

2. 施設・設備等の災害予防対策

(1) 施設の点検、補修等の実施

市内の小学校及び中学校の学校施設においては、耐震診断及び耐震化工事が完了しており、一定の耐震性能が確保されている。

教育総務課は、今後、電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。さらに、危機管理防災課は、備蓄倉庫の内容を充実させるとともに、土のうや排水ポンプ等の資機(器)材を整備する。

(2) 防災機能の整備

① 避難設備等の整備

教育総務課は、災害時に学校等において、迅速かつ適切な消火、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯、誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備の整備を促進する。

② 避難所としての機能整備

教育総務課は、災害時には、避難する市民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

(3) 設備・備品の安全対策

教育総務課は、災害時における設備・備品の転倒、破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

3. 防災訓練の実施

教育政策室は、学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第7節 保育施設等防災計画

第1 計画の方針

幼稚園、保育所・保育園、学童保育等の保育施設（以下、「保育施設等」という。）において、各施設管理者は、災害時における園児及び児童の安全確保方策、日常の安全指導体制、職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画、対応マニュアル等を整備する。

また、災害による保育施設等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と保育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講ずる。

第2 計画の内容

1. 防災体制の整備

保育幼稚園課、児童青少年課は、保育施設等の防災に関する計画において、職員等の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。

災害時における体制については、地域の実情に応じ、職員の参集体制、初動体制に係る体制を考慮する。学童保育施設については、学校等の施設管理者と連携し、災害時の初動体制を整備する。

また、災害時における情報収集連絡を的確かつ円滑に行うため、職員間、保育施設等と保護者との間のメール配信サービスの完全普及等、情報連絡体制を整備する。

なお、保護者に対し、防災マニュアル等に基づく保育施設等の防災体制及び対応方策、災害発生時の連絡方法、園児・児童の引渡し方法等について周知を行う。

2. 施設・設備等の災害予防対策

(1) 施設の点検、補修等の実施

保育幼稚園課、児童青少年課は、電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

(2) 避難設備等の整備

保育幼稚園課、児童青少年課は、災害時に保育施設等において、迅速かつ適切な消火、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備の整備を促進する。

(3) 設備・備品の安全対策

保育幼稚園課、児童青少年課は、災害時における設備・備品の転倒、破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、遊具機器、事務機器等の固定、転倒防止対策の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

3. 防災訓練の実施

保育幼稚園課、児童青少年課は、保育施設等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第8節 社会福祉施設防災計画

第1 計画の方針

市は、老人ホーム・福祉センター・障がい福祉サービス事業所等の高齢者関係施設・障がい者関係施設等の社会福祉施設について、災害時において入所者及び利用者の安全を確保するため、洪水や地震等、想定される災害に応じた避難計画を策定するよう指導するとともに、防火管理と施設入所者及び利用者の火災等予防指導に当たる。

第2 計画の内容

施設管理者は、災害時において利用者の安全を確保するため、予防対策として次の事項を行うものとする。

- (1) 老朽程度が著しい施設については、耐震及び耐火構造への改築等施設の整備を図る。
- (2) 消防法等により整備を必要とする消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。
- (3) 立地する土地や周辺環境に応じて、想定される災害種別に応じた避難計画を策定する。
- (4) 職員及び入所者に対し、避難経路及び避難所を周知徹底し、浸水や火災、地震等、当該施設で想定される災害種別に応じた避難訓練を定期的に実施するなど、自主防災体制の整備に努めるものとする。
- (5) 災害時における入所者の一時避難施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。
- (6) 災害発生から72時間の事業継続が可能となる非常用電源及び備蓄燃料の整備に努めるものとする。

第9節 ライフライン施設防災計画

第1 計画の方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン事業者は、施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強の計画的推進に努めるとともに、災害が発生した場合においても、早期の復旧及び応急対策が可能な体制の整備に努める。

第2 計画の内容

1. 電気施設

東京電力株式会社は、地震に対して、設備毎に十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果等を参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

2. ガス施設

東京ガス株式会社及び一般社団法人埼玉県エルピーガス協会は、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより、災害防止に努める。

3. 上水道施設

(1) 上水道施設の耐震化

水道施設課は、地震の揺れや液状化による被害を軽減するために、浄水場や配水管等の耐震化を推進する。

① 配水管路の耐震化

② 配水池等施設の耐震化

(2) 応援給水体制の確立

水安全部総務課、水道施設課は、水道施設が被災した場合に備え、隣接する水道事業体間で、相互応援給水用連絡管の整備を行い、非常時に応急給水ができるような施設を整備する。

また、水道に関する大規模な災害等が発生した場合、速やかに応急給水と施設の復旧等が図られるよう、「日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要領」に基づき、災害時に応援要請できるよう、協定を締結している機関との協力体制の強化に努める。なお、耐震性貯水槽や非常災害用井戸の開設のため、危機管理防災課及び避難所指定職員との連携による体制を整備する。

(3) 復旧用資機(器)材の備蓄

水道施設課は、地震で施設が被災した場合を想定して、応急復旧用資機(器)材を備蓄する。また、市内の指定水道工事店や販売業者と在庫品等の優先供給等について連携を図る。

4. 下水道施設

(1) 下水道施設の整備・耐震化

下水道施設課は、市街地における浸水区域の解消を図るため、雨水幹線の整備や枝線管渠の整備拡大に伴う流入量の増大に対処できるようポンプ施設等の整備を図る。

また、地震の揺れや液状化による被害を軽減するために、ポンプ場の耐震化や自家発電装置等の整備を進めたところであるが、引き続き、重要幹線やマンホール等の耐震化を推進する。

(2) 雨水流し抑制対策の推進

近年は荒川をはじめとする河川改修や堤防整備により水害は低減しているが、市街地の拡大によって、降水の河川への流入量が増加するのに加え、盛土による水はけの悪化等の原因により、中小河川が氾濫する内水氾濫が頻発する状況にある。

このため、日頃から降雨時の地域の状況を把握しておくとともに、雨水貯留施設助成事業の促進、調整池の設置、ポンプ施設等の整備による効果的な対策を図る。

① 雨水貯留施設の設置

土地開発が行われた地区では、地表面が整備されたことにより排水施設へ雨水が集中し、河川が氾濫する危険性が高まる。

土地区画整理事務所、下水道施設課、河川課は、公共施設や公共空地等に貯留池、遊水池等の雨水貯留施設を設置する。特に、浸水被害が多いエリアの地下空間には大規模な雨水貯留管の整備を促進する。

また、民間に対しても「戸田市宅地開発事業等指導条例」等により貯留施設等の設置を指導する。加えて市内にある土地、建築物等の所有者又は占有者（法人含む）に対して、「雨水貯留施設助成事業」により、貯留施設の設置を促進する。

② 雨水浸透施設の整備

資産経営課、みどり公園課、まちづくり推進課、都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所、下水道施設課、河川課は、雨水の流出を抑制するために、公共施設等に雨水浸透枠や浸透トレンチ等の設置や透水性舗装をするように検討する。また、民間に対しても、これらの施設を設置するように指導する。

③ 排水機場等の運用体制の整備

下水道施設課は、河川氾濫が想定される降雨が発生することを想定し、排水機場等の対応方法を検討して運用体制を整備する。

(3) 応急復旧体制の整備

下水道施設課は、地震で施設が被災した場合を想定し、資機(器)材の販売業者と、復旧に必要な資機(器)材について優先供給が受けられるよう応急復旧体制の整備を図る。

5. 通信設備

災害時にも情報通信の確保ができるよう防災設備の冗長化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図る。

- (1) 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進める。
- (2) 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進する。
- (3) 設備の被害をあらかじめ想定し、災害は発生した場合であっても電気通信設備が災害対応に利用できるよう通信設備を構築する。

6. 廃棄物処理施設

環境課は、蕨戸田衛生センターの延命化やごみ処理能力など、ライフライン機能の確保に向けた対策の実施状況を確認し、必要に応じて支援します。

第10節 火災予防計画

第1 計画の方針

地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大きい。したがって災害被害を最小限に軽減するために、国の示す「消防力の整備指針」（消防庁告示第1号 平成12年1月20日）に基づく消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

第2 計画の内容

1. 市消防計画の作成

消防計画の作成については、次の事項に留意する。

(1) 消防団の育成・強化

市は、消防力の補完的な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。

計画策定上は、資機(器)材の充実、訓練、意識の高揚、住民への指導広報等に配慮する。

(2) 教育訓練計画

消防本部、消防署、消防団が、その任務を達成するためには、消防職員及び消防団員の資質の向上を図る必要があるので、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図る。

(3) 災害予防計画

予防課、消防署は、科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって、災害の危険性が増大するとともに、複雑多様化しているため、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防査察を行う一方、市民の災害予防に対する協力体制を確立する。

(4) 警報発令伝達計画

警防課は、異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、その伝達・周知方法等を計画する。

(5) 情報計画

警防課は、災害情報収集、報告は災害に対処する上で重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立する。

(6) 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論と経験に基づく防御技術が最高度に發揮されなければならない。このため、警防課は、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を

確立する。

(7) 風水害等警防計画

市は、風水害等を警戒、防御するための消防職員及び消防団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等についての計画を定めておく。

(8) 避難計画

避難に関する計画は、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、市は、避難指示等の発令基準、避難経路、避難先等を具体的に定めておく。

(9) 救助救急計画

市は、平常時より、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急に関する計画を定める。

(10) 応援協力計画

市は、大規模災害の発生に際して、本市のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間や関係機関等との間の協力体制を確立しておく。

なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておく。

2. 住宅等からの出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

① 出火防止対策の普及

予防課は、出火を防止するため、過熱防止機能の付いたガス器具、耐震自動消火装置等の普及や管理の徹底を図る。

(ア) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。

(イ) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、耐震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している耐震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

(ウ) 過熱防止機能等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

(エ) 感震ブレーカー、住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

② 出火防止の広報

予防課は、一般火気器具からの出火を防止するために、広報紙等を用いて市民向けに次の内容を周知する。

(ア) 地震時には直ちに火を消すこと

- (イ) 火気器具周辺に可燃物を置かないこと
 - (ウ) ブレーカーを落としてから避難すること
- (2) 化学薬品からの出火防止
- 予防課は、学校や研究機関等で保有する化学薬品からの出火を防止するため、次の対策を指導する。
- ① 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は分離して保管する。
 - ② 引火性の化学薬品は火気器具から離れた場所に保管する。
 - ③ 化学薬品の容器や棚の転倒防止措置を図る。
- ### 3. 初期消火体制の充実強化
- (1) 市民の初期消火力の強化
- 危機管理防災課、予防課は、地震発生時には同時多発火災が発生し、常備消防力では全ての火災に対応することができないことが予想されるため、自主防災会等の活動を通じて、消火器による消火、バケツリレー等の訓練を行い、消防機関及び消防団と一体となった消火活動を強化する。
- (2) 事業所の初期消火力の向上
- 危機管理防災課、予防課は、地震発生時には、事業所単独で行動できるよう自主防災対策の強化を要請し、助言を与える。また、事業所に対し、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成するよう指導する。
- (3) 市民と事業所との連携
- 危機管理防災課、予防課、消防署は、自主防災会等市民と事業所とが協力して防災活動ができるように、地域の防災訓練を通じて連携を図る。
- (4) 街角消火器の設置
- 現在、地震発生時の初期消火対策の一環として、街角消火器等整備地区を指定し、街角消火器を設置している。また、町会等が消火器を自主設置している。
- 予防課は、これらの消火器が常時使用可能なように薬剤の詰め替え等に努めるとともに、自主防災会を通じて、使用方法や設置場所の指導を行う。
- (5) 家庭への消火器等の普及
- 危機管理防災課、予防課は、各家庭で消火器、消防バケツ、水袋を備えるように自主防災活動を通じて普及を図る。
- (6) 消防団員の確保及び強化
- 消防本部総務課は、学校、事業所、自主防災会等を通じて入団を働きかけ、女性も含めた多様な人材を確保する。

また、広報紙やホームページの活用、消防団員の地域コミュニティへの参加等により、消防団の積極的なPRを取り組む。

4. 危険物取扱施設の安全化

(1) 危険物災害の防止

予防課、消防署は、消防法第4条及び第16条の5の規定による立入検査として、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察を実施し、地域の実態の把握に努めるとともに火災発生危険の排除に努める。

また、消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者に対する教育を計画的に実施するよう指導する。

(2) 危険物等の施設対策

予防課、消防署は、これら危険物施設の実態を把握するとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化、知識の普及・啓発を図る。

第11節 大規模火災予防計画

第1 計画の方針

火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の指定拡大等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

第2 計画の内容

1. 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

予防課は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等を適正に設置することを指導する。

また、事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

警防課は、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

(2) 建築物の不燃化・難燃化

都市計画課、まちづくり推進課は、建築物の不燃化・難燃化を促進するため、次の対策を推進する。

- ① 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
- ② 土地区画整理事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、都市防災不燃化促進事業等の実施
- ③ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

2. 火災発生原因の制御

(1) 建築物の防火管理体制

予防課は、消防法第8条第1項に基づき、学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店・マーケット等は30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるよう指導する。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

また、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会等を開催し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

予防課、消防署は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の防火責任者に対して指導する。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

予防課、消防署は、高層建築物、医療施設、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

また、警防課は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(4) 火災予防運動の実施

予防課、消防署は、市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て、年2回、春季と秋季に火災予防運動を実施する。

第12節 危険物等災害予防計画

第1 計画の方針

高压ガスや毒物・劇物、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）等は、産業、医療及び教育の分野において広く利用され、生活上の利便をもたらす反面、災害時における漏えいの危険性を有している。

これらの危険物等を扱う施設については法律に基づき、使用、販売、検査、廃棄等について厳しい規制がなされているが、災害時の安全対策について万全を期すことが重要である。

危険物等による災害を防止するとともに、漏えいによる二次災害の防止に努める。

第2 計画の内容

1. 危険物

(1) 予防課は、次により危険物製造所等の整備改善を指導する。

- ① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- ② 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 予防課は、次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- ① 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- ② 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ③ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3) 予防課は、次により施設、取扱いの安全管理を図る。

- ① 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
- ② 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

2. 高圧ガス

(1) 予防課、消防署は、高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

(2) 予防課は、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携の下に、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故事例を配布し、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

(3) 予防課は、高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

3. 火薬類

予防課は、埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

4. 毒物・劇物

予防課、消防署は、毒物劇物取扱施設に対し、配管及び貯蔵施設の耐震化、転倒防止等に重点をおき、法令に基づく規制の強化や事業所に対する知識の普及・啓発を図る。

特に保健衛生上の危害を最小限に防止するため、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

■毒物劇物取扱施設の応急措置

- ① 保健所、警察、消防等関係機関等への届出
- ② 毒物劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置
- ③ 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置
- ④ 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資機(器)材確保等活動体制の確立
- ⑤ 緊急連絡等情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制の確立

5. 放射性同位元素等の放射性物質

医療機関等、放射性同位元素等の放射性物質取扱事業者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ、危機管理防災課、予防課、消防署、蕨警察署、県、国等に対する通報連絡体制を整備する。

第13節 広域停電等事故予防計画

第1 計画の方針

風水害や震災、その他災害等による電力施設の被害に備え、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社は、戸田市防災会議の構成員として、市と情報の共有を図り、電気施設の必要な強化対策、安全化を図り、災害時における電力の供給を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立する。

第2 計画の内容

1. 施設の管理・維持

東京電力パワーグリッド株式会社は、平常時より保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

2. 再発防止対策の実施

東京電力パワーグリッド株式会社は、既往災害例を参考とし、事故原因究明のための総合的な調査検討を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

3. 復旧活動体制の整備

危機管理防災課及び東京電力パワーグリッド株式会社は、平常時より電気施設業者と情報交換を行い、広域停電事故に対する円滑な活動が行えるよう被害状況、復旧見込み等の連絡体制を整備する。

4. 電力施設の整備促進

東京電力パワーグリッド株式会社は、施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

5. 広報体制の整備

市長公室、危機管理防災課は、突発的な停電や、電力供給能力の低下による計画的停電等に備え、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社と連携を図り、市民へ迅速かつ正確な情報を伝達できるよう広報体制を整備する。

6. 防災知識の普及

東京電力パワーグリッド株式会社は、電気利用者に対し、広域停電事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第14節 放射性物質及び原子力発電所事故等災害予防計画

第1 計画の方針

市は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を尊重しながら、埼玉県地域防災計画の「第6編 事故災害対策編 第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画」の定めるところに従い、国及び県と協力し、原子力発電所事故等の際の環境放射線等モニタリング、広報、避難所の開設、関係市町村への応援等、迅速な対応が図れる体制を確立する。

第2 計画の内容

1. 情報の収集・連絡体制

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

危機管理防災課は、国、県、関係市町村、蕨警察署、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

危機管理防災課は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線や埼玉県衛星通信ネットワーク等、各種通信システムの整備・拡充を行うなど、災害時においても通信システムが十分機能し活用できるよう通信手段の確保を図る。

2. 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

危機管理防災課は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機(器)材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関の連携体制

危機管理防災課は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との防災対策等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを図り、持続的な信頼関係の構築や連携を強化しておくものとする。また、災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、専門家の助言が得られるよう、県及び関係機関との連携を図る。

3. 緊急被ばく医療体制等の整備

(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

市民医療センターは、県や消防本部、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備するととも

に、放射線被ばくによる障がいの治療が可能な医療機関等の名称・場所等について把握する。

(2) 防護資機(器)材の整備

危機管理防災課及び消防本部は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機(器)材の整備に努める。

4. 環境放射線等モニタリング体制の整備

環境課は、緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より県等の環境放射線モニタリングの公表値を活用するとともに、放射線測定器を整備し、測定ポイント（定点）の設定等、モニタリング体制を整備する。

5. 避難所の選定及び避難誘導

危機管理防災課は、放射性物質の拡散等に対応するために、原子力発電所事故に対応するコンクリート屋内避難としての避難所の選定、原子力発電所近隣地域からの広域避難を受け入れるための避難所等の選定を行い、円滑な支援活動が行えるよう体制を整えておく。

また、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊娠婦等の適切な避難誘導を図るため、住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

6. 広域的な応援協力体制及び受入体制の拡充・強化

国・県と協力し、緊急時に必要な装備、資機(器)材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、原子力事故災害発生時に周辺市町村と相互に、被災地の後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部の役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機(器)材の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ指定し、施設管理者の同意を得ておくとともに、県と連携し、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携強化に努め、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

7. 飲料水の供給体制の整備

水安全部総務課は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、平常時より飲料水の備蓄等を行い、放射線関係事故発生時に供給するものとする。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県等と連携して実施するものとする。

8. 国・県の基準等への対応

危機管理防災課は、国や県による環境放射線測定方法、飲料水・食料品の摂取制限、除染基準等の規定化を踏まえ、対応可能なように体制を整える。

9. 広報体制の整備

危機管理防災課、市長公室は、放射線関係事故等による市内への放射性物質の拡散及び汚染に備え、県と連携を図り、住民へ迅速かつ正確な情報を伝達できるよう広報体制を整備する。

10. 防災知識の普及

(1) 職員の教育

危機管理防災課、環境課は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- ② 放射線防護に関すること
- ③ 放射線による健康への影響に関すること
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市がとるべき措置に関すること
- ⑤ 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑥ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 市民に対する知識の普及

危機管理防災課、環境課は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- ② 放射線防護に関すること
- ③ 放射線による健康への影響に関すること
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市がとるべき措置に関すること
- ⑤ 放射線関係事故発生時に市民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑥ その他必要と認める事項

(3) 事業者に対する知識の普及

危機管理防災課、環境課は、市域が放射性物質に汚染された場合に備え、関係事業者等に対し、放射線及び放射性物質に関する知識の普及を行うとともに、放射性物質の除去及び除染作業に関する知識や方法を周知し、適切かつ迅速な除染体制の構築を図る。

第15節 道路災害予防計画

第1 計画の方針

災害に強い道路の整備等、道路災害を予防する対策をはじめ、大規模な道路事故を含む災害時の情報収集や災害応急対策を円滑に実施するため防災関係機関、関係事業者団体等との連携を強化し、即応体制の整備に努める。

第2 計画の内容

1. 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

都市交通課、道路管理課は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象等に関する情報を有効に活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者に災害発生の危険性について、情報等を迅速に提供する体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

① 危険箇所の把握

都市交通課、道路管理課は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定することを検討し、設定した場合は交通関係者及び市民や道路利用者に広報する。

② 予防対策の実施

都市交通課、道路管理課は、国及び県、その他の道路管理者と連携し、以下の各予防対策に努める。

(ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

(イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

(ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(エ) 幹線道路の整備等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、市は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

(3) 資機(器)材の整備

都市交通課、道路管理課は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機(器)材を保有しておく。

また、簡易に設置できるバリケード、カラーコーン等の保安設備の拡充を図る。

2. 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

危機管理防災課は、国、関係都県、関係市町村、蕨警察署、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ映像伝送システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

(2) 通信手段の確保

危機管理防災課は、道路災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線や埼玉県衛星通信ネットワーク等、各種通信システムの整備・拡充を行うなど、災害時においても通信システムが十分機能し活用できるよう通信手段の確保を図る。

3. 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機(器)材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前から関係機関と防災対策等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを図り、持続的な信頼関係の構築や連携を強化する。

(3) 道路啓開体制の整備

都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所は、災害時の道路啓開の迅速な実施のため、戸田市建設業協会等の団体との協定の締結を促進するとともに、団体等の事業継続計画（B C P）の作成に協力するなどにより事前からの連携を強化する。

4. 緊急輸送活動体制の整備

都市交通課、道路管理課は、道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市は発災時の道路管理体制の整備に努める。

5. 広報体制の整備

市長公室、危機管理防災課は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時より広報体制を整備する。

また、危機管理防災課は、市民等からの問合せに対応する体制について、事前に計画を作成する。

第16節 竜巻・突風による災害予防計画

第1 計画の方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風について、住民への知識の普及と注意喚起を行うとともに、発生時における災害応急体制の確立及び情報の収集・伝達体制の整備を行い、住民生活に与える影響を最小限とするための予防対策を講ずる。

第2 計画の内容

1. 竜巻等突風に関する知識及び予防対策の普及

(1) 竜巻等突風に関する知識の普及啓発の推進

危機管理防災課は、職員や住民に対し、竜巻の発生メカニズムや特徴、対処方法について、研修や広報紙、ホームページ等を通じて知識の普及を行い、発生時における避難行動や退避場所の確認等、日頃から竜巻に備える意識を育てる。

(2) 竜巻注意情報等気象情報の普及

危機管理防災課は、熊谷地方気象台が発表する竜巻注意情報(埼玉県南部・北部・秩父地方)及び竜巻発生確度ナウキャストをはじめとする竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について普及啓発を行う。

■熊谷地方気象台が発表する竜巻関係の気象予報の内容

① 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巒、ダウンバーストなどの激しい突風(以下「竜巒等」)に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象台が“天気予報と同じ細分区域”に地域を絞り込んで発表する。

対象地域内で竜巒等の発生する可能性が高まっている領域については、竜巒発生確度ナウキャストで確認する。

竜巒注意情報は、竜巒発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巒等が発生するおそれがあると判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から約1時間である。

② 竜巒発生確度ナウキャスト

竜巒の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後(10~60分先)までの発生確度を2段階に分類して予測を行うもので、10分毎に更新して気象庁ホームページで提供している。

(3) 被害予防対策の普及

危機管理防災課、資産経営課、施設所管課は、公共施設や学校等において、飛来物による施設の損傷や窓ガラスの破損に対する対策及び耐風対策を推進する。

また、住民に対しても、ガラス飛散防止フィルムによる窓ガラスの破損防止対策等、予防対策の普及を図る。

2. 災害応急体制の整備

危機管理防災課は、竜巒の発生メカニズムや竜巒注意情報等の予測精度、竜巒の特徴を踏まえ、発表時及び竜巒発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

3. 住民への情報伝達体制の整備

市長公室、危機管理防災課は、竜巻に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、Lアラート（災害情報共有システム）等、多様な伝達手段を有効に活用し、時宜を逸しない伝達方法を検討する。

第17節 雪害予防計画

第1 計画の方針

大雪による被害から交通、ライフライン機能の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり予防対策を講ずる。

第2 計画の内容

1. 道路交通の確保

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路交通を確保するため、除雪体制を整備するとともに、凍結防止剤等の必要な資機(器)材の確保、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

高速道路事業者は、道路ネットワーク全体として通行止めの時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

2. 鉄道輸送の確保

鉄道事業者は、鉄道輸送を確保するため、融雪用資機(器)材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画並びに要員の確保等について充実を図る。

3. ライフライン機能の確保

ライフライン事業者は、ライフライン機能を確保するため、降雪対策用設備、資機(器)材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

4. 雪害対策計画の策定

危機管理防災課、道路管理課及び防災関係機関は、大規模な降雪・積雪時における雪害対策時の体制及び窓口の明確化、交通機関運行休止等に伴う帰宅困難者の一時滞在施設の確保等について定めた応急対策計画の策定に努める。

■熊谷地方気象台における雪に関する基準

- ① 12時間の降雪の深さが5cmになるおそれがある場合：大雪注意報を発表
- ② 12時間の降雪の深さが10cmになるおそれがある場合：大雪警報を発表
- ③ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合：大雪特別警報を発表

注：大雪とは、「大雪注意報の基準以上の雪」を指す。

5. 自助の取組と啓発

市民は、大雪による流通やライフライン機能の一時的途絶等に対し、自分の身は自分で守るという自助の観点から、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、車内への物資や食料の備え（車両の運転者）、

除雪作業用品の準備・点検等、平常時より雪害に対する備えを心がける。

危機管理防災課は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点等について、十分な普及啓発を行う。

6. 積雪状況の把握及び情報発信

道路管理課は、除雪作業着手の判断を確実かつ容易とするため、道路管理用カメラの設置を検討する。また、カメラ画像の公開により、道路利用者へ積雪状況の情報発信を検討する。

第18節 文化財災害予防計画

第1 計画の方針

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷等による被害が想定され、そのほとんどが火災によって失われることが予想される。貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

第2 計画の内容

市教育委員会は、文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

1. 火災予防体制

- (1) 防火管理体制の整備
- (2) 文化財に対する環境の整備
- (3) 火気使用の制限
- (4) 火気の厳重警戒と早期発見
- (5) 自衛消防と訓練の実施
- (6) 火災発生時における措置の徹底

2. 防火施設の整備強化

- (1) 火災報知設備、非常警報設備等の整備強化
- (2) 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- (3) 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

3. その他

- (1) 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- (2) 所有者に対する啓発
- (3) 管理保護についての助言と指導
- (4) 防災施設に対する助成

第19節 複合災害対策計画

第1 計画の方針

同種あるいは異種の災害が同時又は時間差で発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化によって、応急対策や復旧対策の実施期間が長期化することが懸念される。複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講ずる。

第2 計画の内容

1. 複合災害に関する防災知識の普及

危機管理防災課は、自然災害が複合的に発生する可能性、複合的に発生する自然災害の組合せ、多様な発生順序等を市民、防災関係機関等に周知することで普及、啓発を図る。

■複合災害のシナリオ例

種別	先発灾害	後発灾害	影響
例1	市内に大規模地震の発生	市内に猛烈な台風が直撃 (1週間以内)	・先発灾害で堤防等の損傷により機能低下の影響から、後発災害で河川氾濫が発生
例2	市内に大規模地震の発生	市内に猛烈な台風が直撃 (災害復旧の途中)	・後発災害により、先発災害の災害復旧現場で更に被害が発生して対応に遅れが発生
例3	県内他市で直下型地震の発生	市内に大規模地震の発生 (1週間以内)	・後発災害では、先発災害対応により県内対応資源が不足し、広域的な対応が必要

2. 複合災害の被害想定

危機管理防災課は、想定可能な複合災害の組合せごとに被害想定の算定に努める。

3. 防災施設の整備等

(1) 庁舎の代替施設の検討

危機管理防災課は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の代替施設の検討

危機管理防災課は、複合災害の想定結果に基づき、代替の指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所を検討する。

4. 情報連絡体制の整備

危機管理防災課は、防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）同士で、被災状況の把握、救援及び救助活動の状況把握等に必要な情報を共有する態勢を整備する。

5. 緊急輸送体制の整備

危機管理防災課及び防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段を検討する。

第2章 災害応急対策及び復旧計画への備え

第1節 情報連絡通信網の整備計画

第1 計画の方針

迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害時の教訓等を踏まえ、情報資産と通信システムの保全に関して整備計画を行う。

第2 計画の内容

1. 情報通信設備の安全対策

災害時に情報システムが十分機能し活用できる状態に保つため、以下のような安全対策を講じるものとする。

(1) 非常用電源の確保

危機管理防災課、施設所管課、施設管理者は、停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー等を確保する。また、各施設所管課はこれらの定期的なメンテナンスを行う。さらに、浸水被害等の影響を配慮し、上層階における設置場所等を検討する。

(2) 浸水・地震動に対する備え

デジタル戦略室は、情報システムのコンピューターについて、水害時の浸水を考慮するとともに、地震動に対する備えとして安全性の高い場所に機器を設置する。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

(3) 通信設備の冗長化

デジタル戦略室は、地震の揺れや停電等が発生しても情報システムの機能を確保するように、設備の冗長化を推進する。

また、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段を確保する。

2. 情報収集伝達体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

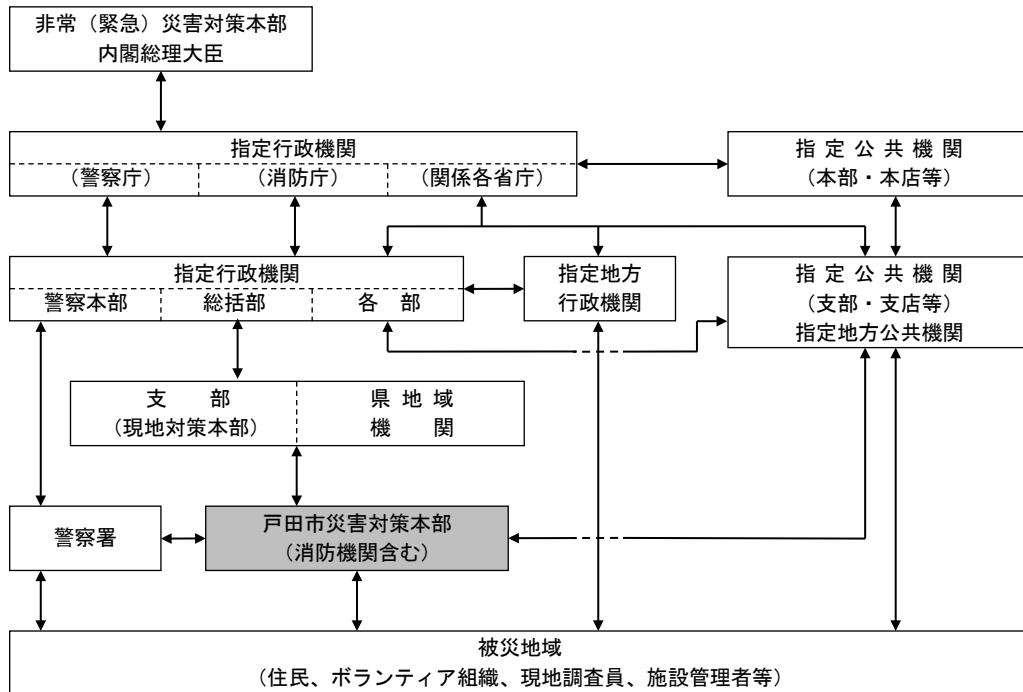
危機管理防災課は、災害時に災害情報の収集を迅速に行うために、次の情報収集システムを整備する。また、最新技術（ドローン、電動モビリティ等）を活用した被害情報の収集方法を検討する。

■情報収集システムの整備

- ① 防災行政無線システム
- ② 屋外カメラによる状況把握システム
- ③ 市内河川に設置するカメラによる河川監視システム

- ④ 自主防災会、自衛消防隊等からの通報システム
- ⑤ アマチュア無線を所有する住民やタクシー会社、MCA無線を利用する運送業者等の災害時の協力要請
- ⑥ かけつけ通報等

■通信連絡経路



(2) 情報伝達体制の整備

市、防災関係機関等は、避難所、地域機関、防災対策拠点、市民、事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線（防災ラジオを含む）、アマチュア無線、タクシー無線、CATVシステム、データ放送、ワンセグ放送、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、Lアラート（災害情報共有システム）、FM文字多重放送、道路情報表示板等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。

携帯電話を活用した市民及び市内に滞在する人への情報提供として、市の防災情報メールに加え、緊急速報エリアメール等を利用し、情報提供の強化を図る。

(3) 防災行政無線等の整備

危機管理防災課は、災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に備え、防災行政無線等の情報伝達手段の定期的な保守点検を行うとともに、防災情報伝達手段の多重化及び多様化を推進する。

■無線施設の整備

防災行政無線（固定系）	・緊急地震速報等、Jアラートで配信される情報を速やかに放送できるよう努める。
防災行政無線（移動系）	・市役所と災害現場の対策班、避難所等との相互連絡を確保するために可搬型無線を配備する。 ・デジタル化を推進する。
埼玉県衛星通信ネットワーク	・通信衛星により、県、消防機関、市町村を結ぶ衛星通信ネットワークを整備する。
消防無線	・消防本部及び消防署、緊急車両の相互通信を確保する。 ・デジタル化を推進する。
地域情報配信システム	・専用の防災ラジオの普及を推進する。 ・他の情報伝達手段との連携し、情報伝達の効率化を図る。

(4) 「災害用伝言ダイヤル 171 等」及び「災害用伝言板（web171）」の運用

通信事業者は、災害時における有効な情報連絡手段である「災害用伝言ダイヤル 171 等」及び「災害用伝言板（web171）等」を以下のとおり運用する。

- ① 地震等の災害により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル 171 等」を速やかに提供する。
- ② 運用開始は震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は、災害(震度 5 強以下の地震を含む)により輻輳が発生し、安否連絡が多発すると想定される場合に運用する。
- ③ 災害時の状況に応じて必要と判断した場合に運用する。

(5) 埼玉県の水防情報システム等の活用

大雨時に中小河川の氾濫による水害を防止するためには、降雨量や河川の水位を観測し、迅速に水防体制を確立する必要がある。

河川課は、埼玉県が整備する水防情報システム、主要箇所に設置した雨量計、水位計等で観測されたデータを収集、分析し、中小河川に対する水防活動に活用する。

(6) 河川監視システムの活用

危機管理防災課、河川課は、市内河川に設置した河川監視カメラの映像により、河川の水位、流量、水流の勢い等の状況を確認し、市内河川に対する水防活動に活用する。

(7) 通信回線の冗長化

危機管理防災課、デジタル戦略室は、防災行政無線の通信回線における確実な通信連絡体制の確保のため、冗長化を検討する。また、バックアップシステムについては、地理的に離れた場所への設置に努める。

(8) キャッシュサイト等の活用

市長公室、デジタル戦略室は、避難所開設などの情報を市民に周知した場合、ホームページへのアクセス集中により、閲覧に時間がかかる又は閲覧ができないなどの問題が生じるため、ミラーサイトの準備やキャッシュサイトを活用する。

第2節 防災活動拠点計画

第1 計画の方針

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中枢機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。また、各防災活動拠点の機能が有効に發揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

第2 計画の内容

1. 防災活動拠点の整備

(1) 防災活動拠点の整備及び管理

危機管理防災課、河川課は、緊急船着場やヘリコプター飛行場外離着陸場、備蓄倉庫等を防災活動拠点として整備及び管理を行う。また、各種の大規模な災害への対応を可能とするとともに、災害発生後の避難、救援、復旧、復興時の活動を行うことができる広域的な防災活動拠点の整備について検討を行うものとする。

(2) 非常用電源等の確保

危機管理防災課、資産経営課、施設管理者は、停電の長期化や燃料が補給できない事態に備え、防災活動拠点に対して最低3日間の発電が可能となる電源や燃料の多重化、再生可能エネルギー、蓄電池等の導入を推進する。

(3) 緊急船着場の管理

河川課は、荒川の河川敷にある緊急船着場「戸田市船着場」、緊急用河川敷道路について、国土交通省と連携し管理する。

(4) 上戸田地域交流センターの活用

危機管理防災課、協働推進課は、災害時に男女共同参画の視点に立った対応を実施するため、男女共同参画の推進拠点である上戸田地域交流センターにおける災害時の役割を検討する。

■防災活動拠点として整備する施設

- ① ヘリコプター飛行場外離着陸場
- ② 備蓄倉庫
- ③ 物資集積場
- ④ トランク等の駐車スペース
- ⑤ 緊急船着場

2. 緊急輸送ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の指定

危機管理防災課、道路管理課は、災害発生時に効率的な救命活動や物資輸送を行うため、市内の防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として指定する。(資料編 5.その他一覧 5-10～5-11 頁)。

(2) 緊急輸送道路及び沿線の整備

危機管理防災課、まちづくり推進課、都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物やがれき等の障害物の発生を少なくするように努める。

また、市指定の緊急輸送道路について、路面下空洞調査を実施し、発見した空洞を修繕することで、震災時の道路陥没から生じる救急隊の到着が遅れるなどの二次被害や、日常における道路陥没を未然に防止する。

(3) 緊急通行車両の事前届出

管財入札課は、災害時に緊急車両の確認手続きの省力化を図るため、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定されている車両について、緊急通行車両等事前確認届出書を蕨警察署に申請し、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

3. 緊急輸送

(1) 緊急輸送車両等の確保

① 輸送車両の確保

危機管理防災課、管財入札課は、緊急時の物資の輸送を行うために、埼玉県トラック協会、市内の運送業者等と協定を締結し、災害発生時の車両の確保、動員方法、物資の保管、荷捌き及び輸送方法等を協議する。

② 燃料の確保

危機管理防災課、管財入札課は、物資の輸送等を行う車両の燃料を確保するために、一定量の備蓄を検討するとともに、市内の燃料販売業者と協定を締結し優先的な供給を受けられるようとする。

(2) ヘリコプター飛行場外離着陸場の指定

危機管理防災課は、道路、橋梁の被害により負傷者や緊急物資の輸送が不可能な場合に、ヘリコプターによる輸送を確保するため、ヘリコプター飛行場外離着陸場を選定し、必要な整備を行う。なお、彩湖・道満グリーンパークのヘリコプター飛行場外離着陸場については、夜間の視認性等の改善・確保を行う。

■ヘリコプター飛行場外離着陸場の制定基準のめやす

- ① 30m×30m以上の面積があること
- ② 周囲に高層建物、電柱、高圧線、煙突等の障害物がないこと
- ③ ヘリコプターから発生する風圧等に考慮すること
※機種、夜間・昼間により条件が異なる。
OH-6J (4人乗り) 昼間30×30m、夜間45×45m
HU-1B (9人乗り) 昼間35×35m、夜間75×75m
V-107 (28人乗り) 昼間50×50m、夜間75×75m

■ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧

名称	所在地
戸田市スポーツセンター	大字新曾1286
彩湖・道満グリーンパーク	大字重瀬745他
戸田公園高規格堤防	戸田公園4494-1

(3) 応急復旧資機(器)材の整備

危機管理防災課は、平常時より、応急復旧資機(器)材の整備を行う。また、埼玉県建設業協会、戸田市建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

(4) 船舶による輸送体制の確保

危機管理防災課、河川課は、国土交通省と連携し、船舶による物資等の輸送に関わる環境を整備する。また、広域的な緊急輸送ネットワークとの連携について、県と協議し調整を図る。

■船舶による輸送環境の整備

- ① 船舶輸送業者の把握
- ② 船舶輸送業者との協定の締結
- ③ 桟橋からの緊急輸送道路の選定及び指定
- ④ 物資拠点としての運用方法の検討
- ⑤ 「荒川下流防災施設活用計画」に基づく緊急船着場の運用

■緊急船着場

名称	所在地
戸田市船着場	戸田公園8番地先

第3節 避難計画

第1 計画の方針

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者、延焼拡大の危険性の迫った地域の住民、帰宅困難者等の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営、及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を作成する。特に、避難所等の運営に当たっては、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、車中泊避難者や指定避難所以外に避難している被災者に対して、食料・物資等の提供、情報の提供、エコノミークラス症候群の予防、避難所への誘導を含め、必要な支援を行う。

第2 計画の内容

1. 避難体制の整備

(1) 避難計画の策定

危機管理防災課は、避難計画を作成するとともに、自主防災会等を通じて避難体制の確立に努める。また、避難指示等の発令に伴う判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 施設の避難計画の作成

学校、福祉施設等の管理者、市施設の指定管理者は、災害時に児童・生徒、入館者、入居者等の安全を確保するために、施設毎に災害の状況にあわせた避難の伝達、避難する場所、避難誘導方法等を定めた避難計画を作成するとともに、市の災害発生時における対応に全面的に協力を行う。

① 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

② 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

③ 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

■施設における防火管理対策

① 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水・消火器等についても点検する。

② 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

(3) 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

■防災上重要な施設の避難計画の留意事項

- ① 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- ② 高齢者、障がい者、児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難する場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- ③ 高層ビル、大規模商業施設及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難する場所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- ④ 工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、蕨警察署、消防署との連携等

(4) 路上生活者の避難計画

危機管理防災課、生活支援課は、路上生活者を受け入れる緊急避難場所及び避難所や受入方法を検討する。

2. 避難所・避難路の選定と確保

(1) 緊急避難場所・避難所の増設

現在、災害時に市民その他の安全を確保するために、「緊急避難場所」として小・中学校のグラウンドや公園を、「避難所」として小・中学校や福祉センター等の建物を指定している。

危機管理防災課は、今後、市街地の住宅開発や、国や県による新たな地震被害想定結果等を踏まえ、緊急避難場所・避難所の見直しや追加指定を行い、追加指定の施設が指定管理者導入施設の場合は、指定管理者と避難所運営に関する協力協定の締結を検討するとともに、避難所運営に関する役割分担等を定める。

また、荒川氾濫時には、市全域が浸水することが想定されるため、小・中学校や福祉センター等においては建物の上層階（3階以上）を緊急避難場所として開放するとともに、荒川水循環センター上部公園等の公共施設や、大型商業施設、高層マンション、事業所等、洪水時に緊急避難できる場所（緊急一時避難場所）の確保に努める。

さらに、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討しておく。

■緊急避難場所・避難所等の種別

【市が災害対策基本法に基づき指定する避難施設】

- ① 指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の3、第20条の4）

異常な現象（洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火砕流や溶岩流、噴石等の火山現象）による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地している施設。又は、異常な現象に対して安全な構造であり、かつ、避難上有効なスペースがある施設。

地震発生時においては、地震に対して安全な構造であり、かつ、周辺に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がない施設。
- ② 指定避難所（災害対策基本法施行令第20条の6）

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模・構造又は設備を有し、かつ、車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所に立地する施設。
- ③ 福祉避難所

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を対象に開設される避難所。

上記②の内容に加え、要配慮者が円滑に利用でき、相談や介助等の支援体制、その他要配慮者の良好な生活環境が確保された施設。

【自主防災会等が主体となり地域で取り決めを行う避難施設】

- ① 一時避難場所

指定緊急避難場所や指定避難所へ避難する前段階として、一時的に避難する場所。小規模な公園等が該当する。
- ② 一時避難所

指定避難所へ避難する前段階として、市民が一時的に集合し、安否の確認等を行う施設。町会会館や自治会集会所等が該当する。
- ③ 緊急一時避難場所

荒川の氾濫により、市全域が浸水する事態に、上層階へ緊急的に避難（垂直避難）できる施設。荒川水循環センター上部公園や、大型商業施設、高層マンション、事業所等が該当する。

■指定緊急避難場所・指定避難所一覧（洪水・内水氾濫発生時）

地区	No.	施設名称	施設所在地	指定緊急避難場所	指定避難所
指定総数				29	0
下戸田地区	1	喜沢小学校	戸田市喜沢 1-48-6	校舎 3階・4階	×
	2	喜沢中学校	戸田市喜沢南 1-6-29	校舎 3階・4階	×
	3	戸田第二小学校	戸田市喜沢南 2-2-37	校舎 3階・4階	×
	4	戸田東小学校	戸田市下戸田 1-11-15	校舎 3階・4階	×
	5	戸田東中学校	戸田市下戸田 1-11-15	校舎 3階・4階	×
	6	東部福祉センター	戸田市下前 1-2-20	施設 3階・4階	×
	7	心身障害者福祉センター	戸田市川岸 2-4-8	施設 3階	×
上戸田地区	8	児童センターこどもの国	戸田市本町 1-17-7	施設 3階	×
	9	戸田南小学校	戸田市本町 4-8-2	校舎 3階・4階	×
	10	戸田中学校	戸田市本町 5-8-46	校舎 3階・4階	×
	11	戸田公園自由広場	戸田市戸田公園 6	×	×
	12	上戸田地域交流センター	戸田市上戸田 2-21-1	施設 3階	×
	13	戸田第一小学校	戸田市上戸田 3-7-5	校舎 3階	×
	14	戸田市文化会館	戸田市上戸田 4-8-1	施設 3階～5階	×
新曾地区	15	新曾小学校	戸田市新曾南 2-13-8	校舎 3階・4階	×
	16	戸田翔陽高等学校	戸田市大字新曾 1093	校舎 3階・4階	×
	17	新曾北小学校	戸田市大字新曾 1367	校舎 3階・4階	×
	18	戸田市スポーツセンター	戸田市大字新曾 1286	施設 2階～5階	×
	19	新曾福祉センター	戸田市大字新曾 1395	施設 3階・4階	×
	20	新曾中学校	戸田市大字新曾 1448	校舎 3階・4階	×
	21	芦原小学校	戸田市大字新曾 1961	校舎 2階・3階	×
笛目地区	22	児童センター プリムローズ	戸田市笛目 2-19-14	施設 3階	×
	23	笛目東小学校	戸田市笛目 3-17-12	校舎 3階・4階	×
	24	惣右衛門公園	戸田市笛目 1-38	×	×
	25	笛目中学校	戸田市笛目 4-38-1	校舎 2階～4階	×
	26	笛目小学校	戸田市笛目 6-9-1	校舎 3階・4階	×
美女木地区	27	笛目公園	戸田市笛目 7-1	×	×
	28	美女木小学校	戸田市美女木 2-33-1	校舎 2階～4階	×
	29	新田公園	戸田市美女木 3-1	×	×
	30	南稜高等学校	戸田市美女木 4-23-4	校舎 2階～5階	×
	31	西部福祉センター	戸田市美女木 5-2-16	施設 3階	×
	32	美笛中学校	戸田市美女木 5-12-6	校舎 3階・4階	×
	33	美谷本小学校	戸田市美女木 7-11-3	校舎 2階・3階	×
	34	笛目コミュニティセンター	戸田市笛目 3-12-1	×	×
	35	福祉保健センター	戸田市大字上戸田 5-6	×	×

■指定緊急避難場所・指定避難所一覧（地震・大規模火災・火山現象発生時）

地区	No.	施設名称	施設所在地	指定緊急避難場所	指定避難所
指定総数				25	31
下戸田地区	1	喜沢小学校	戸田市喜沢 1-48-6	校庭	体育館
	2	喜沢中学校	戸田市喜沢南 1-6-29	校庭	体育館
	3	戸田第二小学校	戸田市喜沢南 2-2-37	校庭	体育館
	4	戸田東小学校	戸田市下戸田 1-11-15	校庭	体育館
	5	戸田東中学校	戸田市下戸田 1-11-15	校庭	体育館
	6	東部福祉センター	戸田市下前 1-2-20	×	施設
	7	心身障害者福祉センター	戸田市川岸 2-4-8	×	施設
上戸田地区	8	児童センターこどもの国	戸田市本町 1-17-7	×	施設
	9	戸田南小学校	戸田市本町 4-8-2	校庭	体育館
	10	戸田中学校	戸田市本町 5-8-46	校庭	体育館
	11	戸田公園自由広場	戸田市戸田公園 6	公園	×
	12	上戸田地域交流センター	戸田市上戸田 2-21-1	×	施設
	13	戸田第一小学校	戸田市上戸田 3-7-5	校庭	体育館
	14	戸田市文化会館	戸田市上戸田 4-8-1	×	施設
新曾地区	15	新曾小学校	戸田市新曾南 2-13-8	校庭	体育館
	16	戸田翔陽高等学校	戸田市大字新曾 1093	校庭	体育館
	17	新曾北小学校	戸田市大字新曾 1367	校庭	体育館
	18	戸田市スポーツセンター	戸田市大字新曾 1286	グラウンド	施設
	19	新曾福祉センター	戸田市大字新曾 1395	×	施設
	20	新曾中学校	戸田市大字新曾 1448	校庭	体育館
	21	芦原小学校	戸田市大字新曾 1961	校庭	体育館
笛目地区	22	児童センターブリムローズ	戸田市笛目 2-19-14	×	施設
	23	笛目東小学校	戸田市笛目 3-17-12	校庭	体育館
	24	惣右衛門公園	戸田市笛目 1-38	公園	×
	25	笛目中学校	戸田市笛目 4-38-1	校庭	体育館
	26	笛目小学校	戸田市笛目 6-9-1	校庭	体育館
美女木地区	27	笛目公園	戸田市笛目 7-1	公園	×
	28	美女木小学校	戸田市美女木 2-33-1	校庭	体育館
	29	新田公園	戸田市美女木 3-1	公園	×
	30	南稜高等学校	戸田市美女木 4-23-4	校庭	体育館
	31	西部福祉センター	戸田市美女木 5-2-16	×	施設
	32	美笛中学校	戸田市美女木 5-12-6	校庭	体育館
	33	美谷本小学校	戸田市美女木 7-11-3	校庭	体育館
	34	笛目コミュニティセンター	戸田市笛目 3-12-1	×	福祉避難所
	35	福祉保健センター	戸田市大字上戸田 5-6	×	福祉避難所

(2) 避難路の選定と確保

危機管理防災課、都市交通課、道路管理課は、市街地状況に応じ避難路を選定し確保するよう努める。また、地震被害想定の結果等を踏まえ、安全な避難路の選定を検討する。

■避難路の選定の基準

- ① 避難路は、幅員12m以上の道路（一方通行の場合は6m以上）又は幅員10m以上の緑道とする。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選択に当たっては、市民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

(3) 避難誘導設備の整備

① 誘導標識等

危機管理防災課、道路管理課は、緊急避難場所・避難所の周知と災害時の輸送の目安となるように、緊急避難場所・避難所の周辺に誘導標識や、予測される浸水深の水位標識（避難所の誘導標識も兼用）を設置する。また、危機管理防災課は、設置済みの誘導標識等の維持管理を行う。

② 緊急避難場所・避難所表示板

危機管理防災課は、緊急避難場所・避難所の周知を図るために、緊急避難場所・避難所に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用した表示板を設置する。

また、設置済みの表示板は、日常から維持管理を行うとともに、災害時要配慮者への配慮等を含めた内容の再検討を行い、適切なものを整備する。

(4) 避難場所・避難所の周知

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課、下水道施設課は、緊急避難場所・避難所を周知するために、戸田市ハザードブック、広報紙、防災パンフレット等に次の点を記載し、住民、事業所等へ配布する。

■周知事項

- ① 緊急避難場所及び避難所の所在地、収容人数、避難経路
- ② 洪水浸水想定区域の所在
- ③ 最小限度の携帯品（貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等）での緊急避難の実施
- ④ 夜間又は停電時の避難に備えた懐中電灯、非常灯等の準備

3. 避難所の安全確保及び設備整備

(1) 避難所運営方法の検討

危機管理防災課、市民課は、避難所生活が長期化した場合に備え、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月：内閣府）」に基づき、避難所の運営方法について

検討し、避難所における良好な生活環境を確保できるよう、あらかじめマニュアルの作成、訓練等を実施するとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。

マニュアルの作成に当たっては、避難所運営における女性の参画の推進及び男女双方の視点、災害時要配慮者の生活に十分配慮するよう努め、高齢者や障がい者のための専用のスペースや、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等の確保や、生理用品や女性用下着の女性による配布、避難所におけるセクシャル・ハラスメントや性犯罪に対する安全性を考慮した運営、及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力についても検討する。また、在宅や指定避難所以外にて避難生活を送ることを余儀なくされた市民等に対し、避難所を拠点とした支援方法（見守り機能・支援物資の提供等）についても検討を行うものとする。

(2) 避難所内設備の整備

危機管理防災課、各施設を所管する課は、避難所に指定した建物については、次のような設備を整備する。

■避難所の設備

- ① 避難生活の長期化、障がい者等の災害時要配慮者に対応するため、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ② 避難所における救護所、通信機器等施設・設備の整備を図るとともに、次の設備の整備を進める。
 - 貯水槽 井戸 仮設トイレ マンホールトイレ
 - マット 簡易ベッド 非常用電源 テレビ
 - ラジオ 空調 洋式トイレ等
- ③ 避難所に備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。また、備蓄品の調達の際には、災害時要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
 - 食料 飲料水
 - 日用品（災害時要配慮者・女性・乳幼児等に配慮）
 - 毛布等 仮設トイレ 車いす
 - マスク 消毒液 携帯トイレ
 - 簡易トイレ 段ボールベッド パーテーション等
- ④ 電源や燃料容量の拡大やの多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入等）による停電対策に努める。

(3) 災害時の暴力根絶に関する周知

危機管理防災課、協働推進課、福祉保健センターは、災害発生後に被災者又は支援者が性暴力及びDVの被害者にも加害者にもならないため、災害時の暴力根絶に関する意識の向上について、避難者に普及啓発を図る。

4. 福祉避難所の指定と確保

(1) 福祉避難所の指定

高齢者や障がい者等、一般の避難所では、生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定している。

危機管理防災課、福祉総務課、福祉保健センターは、今後も、公共施設等の整備にあわせ、福祉避難所の追加指定を検討する。

なお、福祉避難所の追加指定に当たっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害発生時において災害時要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保できる施設を指定するとともに、福祉避難所の受入対象者を特定する。

■福祉避難所

- | | | |
|----------------|-------------|-------------------|
| ① 笹目コミュニティセンター | (笹目3-12-1 | TEL 048-422-9988) |
| ② 福祉保健センター | (大字上戸田5番地の6 | TEL 048-446-6484) |

(2) 福祉避難所の受入対象数の把握

危機管理防災課、福祉総務課、福祉保健センターは、福祉避難所で受け入れる特別な配慮が必要な災害時要配慮者の概数を把握の上、福祉避難所の追加指定や必要物資の備蓄を検討する。

また、避難行動要支援者名簿、個別計画、その他の方法で福祉避難所の受入対象者の現況を把握する。

(3) 福祉避難所として利用可能な施設の把握

危機管理防災課、福祉総務課は、市有施設、民間施設の種別を問わず、小・中学校、公民館、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設、保健センター、特別支援学校、宿泊施設等バリアフリー化の状況などの観点から福祉避難所として利用可能な施設を抽出し、対象施設の状況を調査する。

(4) 福祉避難所の周知

危機管理防災課、福祉総務課は、福祉避難所の名称、住所、受入対象者等に関する情報を市民に周知し、災害時要配慮者本人やその家族、避難支援等関係者に対して市の要配慮者対策や福祉避難所の目的及びルール等の普及啓発を図る。

(5) 福祉避難所の整備

危機管理防災課、福祉総務課は、福祉避難所における段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置等施設のバリアフリー化、通風・換気の確保、冷暖房設備の整備、非常用発電機等を整備する。

また、受入対象者の種別や特徴に応じて、必要な物資や資機（器）材を備蓄する。

(6) 社会福祉施設等との協定締結

危機管理防災課、福祉総務課は、指定福祉避難所以外に、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害発生時において災害時要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保できる施設との協定締結により、災害時要配慮者の受入体制の構築に努める。

(7) 福祉避難所設置・運営マニュアルの作成・見直し

危機管理防災課、福祉総務課、福祉保健センターは、福祉避難所に指定している施設の職員等は、訓練を通じて福祉避難所設置・運営マニュアルを適宜見直す。

(8) 福祉避難所設置・運営訓練の実施

危機管理防災課、福祉総務課、福祉保健センターは、市職員、地域市民、要配慮者、施設職員等が参加する実践型の福祉避難所設置・運営訓練の実施や、災害時要配慮者支援対策に関する研修会、勉強会を開催する。

(9) 警戒期における福祉避難所の開設検討

危機管理防災課、福祉総務課は、警戒期における福祉避難所の開設について費用負担、受入施設の職員配置などを含めて検討する。

5. 帰宅困難者対策

(1) 帰宅困難者の定義

風水害や地震等による災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

(2) 帰宅困難者等への啓発等

① 市民

危機管理防災課は、市民に対して「むやみに移動を開始しない」「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

■住民への啓発内容

- ① 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- ② 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること
- ③ NTT災害用伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法についてのPR

② 事業所等への要請

危機管理防災課は、職場や学校、あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう次の点を要請する。

■事業所等への要請内容

- ① 施設の耐震化・安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水・食料や情報の入手手段を確保すること
- ② 災害発生時には、むやみに移動（帰宅）せず、家族や自宅の無事を確認の上、状況が落ち着くのを待って帰宅することを日頃から指導すること（一時帰宅抑制）
- ③ 一定期間、従業員や顧客が滞在できるよう、食料・飲料水、災害用トイレ等を備蓄（3日分以上）すること
- ④ 災害情報の入手手段を確保すること

(3) 駅等の混乱防止策

危機管理防災課は、東日本旅客鉄道株式会社（戸田公園駅・戸田駅・北戸田駅）と連携し、駅周辺に滞留する帰宅困難者（駅前滞留者）の一時待機場所を駅周辺に確保するとともに、駅周辺事業者等と協力し、定期的に避難訓練を実施するなど、混乱防止対策を推進する。

(4) 帰宅困難者の一時滞在施設の確保

危機管理防災課は、帰宅困難者を一時的に収容する施設として避難所を充当するとともに、その他の公共施設や民間施設を問わず確保するよう努める。

また、職場や学校あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保、災害時の飲料水・食料や情報の提供、休憩場所等の確保を働きかける。

■帰宅困難者の一時滞在施設の開設場所

- 戸田市文化会館 （上戸田4-8-1 TEL 048-445-1311）
- 北戸田ファーストゲートタワー （大字新曾2220-1）

6. 適切な避難行動に関する普及啓発

危機管理防災課は、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムライン作成に関する普及啓発に努める。

また、「自らの命は自らが守る」という意識や、自らの判断で避難行動をとること、早期避難の重要性を周知する。

7. 感染症対策

(1) 臨時避難所の確保

危機管理防災課は、避難者間（世帯間）で概ね2m間隔の避難スペースを設定する必要があるため、現在指定している避難所の収容人数を考慮して、学校の空き教室、県立高校、宿泊施設等を活用した臨時避難所を検討する。

臨時避難所の確保の際には、施設管理者等と施設の使用にあたり、必要事項を協議する。

(2) 臨時避難所の整備

危機管理防災課は、開設する臨時避難所で対応する指定職員、必要な物資等を確保する。

また、臨時避難所への物資供給体制や情報伝達体制を整備するとともに、避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する。

(3) 避難所及び臨時避難所の避難スペースの検討

危機管理防災課は、避難所及び臨時避難所において、避難者間（世帯間）で概ね2m間隔の避難スペースを設定したレイアウトを検討する。

(4) 発熱等の症状者の専用スペースの検討

危機管理防災課は、避難所及び臨時避難所において、発熱等の症状者の専用スペース（可能な限り個室）を検討する。発熱等の症状者の専用トイレの確保が困難な場合は、一部の仮設トイレを専用トイレとする。

なお、同じ兆候・症状のある避難者を同室にすることは、望ましくないとされていることから、同室にする場合、パーテーション、ビニールシートで2m以上の高さで空間を仕切るか、テント等によりスペースを区切る。

(5) 避難者の健康管理等の検討

福祉保健センター、市民医療センターは、職員等の防護体制、発熱等の症状が出た避難者の対応方法、感染症の疑いのある避難者が発生した場合の南部保健所との連絡体制を検討する。

(6) 自宅療養者への周知

福祉保健センターは、災害時に避難が必要な場合、南部保健所に連絡することを自宅療養者に対して周知する。なお、自宅療養者は、南部保健所の指示により宿泊療養施設へ避難する。

(7) 市民への周知

危機管理防災課は、市民に対して感染症のリスクを考慮した適切な避難行動を周知する。

■市民への周知内容

- ① 自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難を検討すること
- ② 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
- ③ 消毒液、体温計及び衛生用品等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参（用意）すること
- ④ 発熱等の症状者及び濃厚接触者の場合、避難所の市職員に申し出ること
- ⑤ 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難すること
- ⑥ 発熱等の症状者及び濃厚接触者の専用スペースを有する避難施設があること（名称及び所在地を含む）

(8) 避難所指定職員への説明会の実施

危機管理防災課、福祉保健センター、は、避難所指定職員に対して基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を実施する。

第4節 物資及び資機(器)材等の整備計画

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機(器)材、防災用資機(器)材等の備蓄並びに調達体制の整備を行う。食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、災害時要配慮者に配慮した品目を補充していくものとする。

第2 計画の内容

1. 給水体制の整備

(1) 応援給水体制の確保

水安全部総務課、水道施設課は、災害時に浄水場・配水池等から飲料水を供給するために、応援自治体の水道事業体等との応援方法、供給要員、必要資機(器)材等について協議をする。

■必要給水量の目安

(1) 対象を市人口 141,100人（令和3年1月1日現在（100人単位繰上））とした場合

①災害発生から3日間（生命維持に最低限必要な水量：1人当たり1日3リットル）

$$141,100 \text{人} \times 1 \text{人} 3 \frac{\text{リットル}}{\text{日}} \times 3 \text{日} = 1,270 \text{m}^3$$

②4日目から2週間目（最低生活水準を維持するために必要な水量：1人当たり1日20リットル）

$$141,100 \text{人} \times 1 \text{人} 20 \frac{\text{リットル}}{\text{日}} \times 11 \text{日} = 31,042 \text{m}^3$$

(2) 対象を避難者数 10,400人（地震被害想定結果による最大の被害（100人単位繰上））とした場合

①災害発生から3日間

$$10,400 \text{人} \times 1 \text{人} 3 \frac{\text{リットル}}{\text{日}} \times 3 \text{日} = 94 \text{m}^3$$

$1,600 \text{人} \times 1 \text{人} 3 \frac{\text{リットル}}{\text{日}} \times 3 \text{日} = 15 \text{m}^3$	（避難者数の15%程度を予備及び帰宅困難者用等として考慮）
計	109m^3

②4日目から2週間目

$$10,400 \text{人} \times 1 \text{人} 20 \frac{\text{リットル}}{\text{日}} \times 11 \text{日} = 2,288 \text{m}^3$$

※1人当たりの必要給水量は埼玉県地域防災計画に示される給水量による。

(2) 応急給水資機(器)材の備蓄並びに調達計画の策定

水安全部総務課、水道施設課は、断水世帯想定に基づき、給水拠点の整備及び応急給水資機(器)材の備蓄数量、災害時における調達品目・数量、調達先、輸送方法等の調達計画を策定する。

また、定期的に備蓄している応急給水資機(器)材の更新及びメンテナンスを行う。

(3) 耐震性貯水槽の整備

現在、避難所となる学校施設や公共施設を対象に5箇所の耐震性貯水槽が設置されている。(容量: 100m³/箇所)

危機管理防災課は、今後も、災害発生時に飲料水等を供給するために、既設の耐震性貯水槽の管理とともに、避難所等の防災拠点施設に耐震性貯水槽の設置を推進し、災害時に活用できる体制づくりを行う。

(4) 非常災害用井戸の整備

現在、避難所となる学校施設等を中心に、24箇所の非常災害用井戸が設置されている。(揚水能力: 約200リットル/分)

危機管理防災課は、今後も、地震により上水道が断水する場合に備え、地下水を汲み上げ、飲料水、生活用水として提供するため、避難所等の防災拠点施設に非常災害用井戸の設置を推進する。

(5) 給水用資機(器)材の整備

水道施設課は、被災者に給水活動が行えるよう給水タンク、給水ポリ袋、給水装置等を整備する。また、水安全部総務課は、販売業者等から供給が受けられるように協力体制を整備する。

(6) ペットボトルによる飲料水の備蓄

危機管理防災課、水安全部総務課は、水源の汚染、耐震性貯水槽及び非常災害用井戸からの給水が不可能となる不測の事態も考慮し、ペットボトルによる飲料水の備蓄を推進する。

(7) 広報機材の整備

水道施設課は、給水について被災者に呼びかけるため、広報機材を整備する。

2. 食料の供給体制の整備

(1) 食料の備蓄計画の策定

危機管理防災課、管財入札課、文化スポーツ課は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項、食料の備蓄計画を策定しておく。なお、職員用の備蓄も配慮する。

(2) 備蓄庫の整備

危機管理防災課、各施設を所管する課は、避難所となる公共施設に防災備蓄倉庫を設置し、食料の備蓄計画に基づく災害直後の被災者の一時的生活に必要な食料、必需品を備蓄できるようにする。なお、防災備蓄倉庫は、風水害時の浸水被害を勘案し、上層階への設置に努める。

また、自主防災会に資機(器)材を格納するための防災倉庫の設置を指導する。

(3) 備蓄品の拡充

危機管理防災課、文化スポーツ課は、避難者数を10,400人（地震被害想定結果）として、災害発生から3日分の食料の備蓄を推進する。また、保存期限の切れた食料等については、順次更新を行う。

■食料備蓄のめやす

- 必要量3日分（災害当初の3日間）

食料 10,400人×3食×3日 = 93,600食

$1,600\text{人} \times 3\text{食} \times 3\text{日} = 14,400\text{食}$ (避難者数の15%程度を予備及び帰宅困難者用等として考慮)

計 108,000食

- 備蓄品

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。

- ・主食品：アルファ米、乾パン、クラッカー、缶詰（パン、おかゆ）等
- ・乳児食：粉ミルク、液体ミルク、離乳食等
- ・その他：缶詰、レトルト食品、カップ麺等

(4) 食料の調達体制の整備

危機管理防災課、管財入札課、文化スポーツ課、福祉保健センターは、食料の備蓄及び調達計画に基づき、市内の大手スーパー等の民間業者、団体等と流通備蓄の優先的供給を受けられるよう協定を締結し、供給品目、要請方法、輸送方法等を決定しておく。

なお、幼児や高齢者や障がい者等の災害時要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、口への入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給・調達体制を整備する。また、食物アレルギーを持つ乳幼児に対し、アレルギー対応食品を配布できるように配慮する。

■協定を締結する項目

- 弁当、パン、牛乳、粉ミルク 等

(5) 食料の輸送体制の整備

危機管理防災課、管財入札課、文化スポーツ課は、食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、備蓄及び調達を行う食料の輸送に関して、業者と協定を締結する。

また、食料の集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）の中から集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。

3. 生活必需品の供給体制の整備

(1) 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことでのきない生活必需品を喪失又は棄損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 生活必需品の備蓄計画の策定

危機管理防災課、管財入札課、文化スポーツ課は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法、その他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

(3) 備蓄目標と備蓄品目

危機管理防災課、文化スポーツ課は、避難者数を10,400人（地震被害想定結果）として、災害発生から3日分の生活必需品の備蓄を推進する。

備蓄品目は、住民の基本的な生活を確保する上に必要な生活必需品のほか、避難所での生活が被災者に心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品、簡易ベッド、衛生日品（マスク、防塵マスク、消毒液）、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。

また、災害時要配慮者や女性、乳幼児等に配慮した生活必需品（生理用品・紙おむつ・粉ミルク等）を備蓄する。

■備蓄のめやす

- 必要量3日分
- 備蓄品

日用品：ほ乳瓶、生理用品、トイレットペーパー、紙おむつ、口腔ケア用品、バケツ
毛布、肌着、タオル等
その他：簡易間仕切り、組立式簡易トイレ、救急箱等

(4) 生活必需品の調達体制の整備

危機管理防災課、管財入札課、文化スポーツ課は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

また、生活必需品について、市内の大手スーパー等の民間業者、団体等と流通備蓄の優先的供給を受けられるよう協定を締結し、供給品目、要請方法、輸送方法等について協議を行う。また、平常時よりコミュニケーションが図れるようにする。

■協定を締結する項目

- 衣料、紙おむつ、トイレットペーパー 等

4. 家庭における備蓄の推進

危機管理防災課は、災害発生当初の食料、物資の家庭内備蓄の必要性について、戸田市ハザードブック、広報紙、防災パンフレット等で住民への啓発活動を行う。また、事業所についても食料、必需品を備蓄するように広報する。

5. 防災用資機(器)材の備蓄

(1) 防災資機(器)材等の備蓄計画の策定

危機管理防災課、管財入札課は、各避難所の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機(器)材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法、その他必要事項等、防災資機(器)材等の備蓄計画を策定する。その際、自主防災会における備蓄体制もあわせて定める。

また、事業所、家庭及びマンション管理者に対しても防災用資機(器)材の備蓄を働きかける。

(2) 防災資機(器)材等の備蓄

危機管理防災課は、防災資機(器)材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災資機(器)材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(3) 備蓄目標と備蓄品目

危機管理防災課は、避難者数10,400人（地震被害想定結果）に予備数を見込み、各避難所の収容人員の計画値を目安とした防災用資機(器)材の備蓄を行う。

■備蓄品目

- ① 仮設トイレ
- ② 救助用資機(器)材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- ③ 移送用具（自転車、担架、ストレッチャー等）
- ④ 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機(器)材
- ⑤ 発電機
- ⑥ 投光機
- ⑦ 炊飯器
- ⑧ テント
- ⑨ ブルーシート
- ⑩ 土のう袋
- ⑪ 携帯電話用充電器
- ⑫ ろ水機

(4) 備蓄場所

防災用資機(器)材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機(器)材は、即時に確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、危機管理防災課は、既存の備蓄場所に加え、新たな公共施設の整備にあわせ、備蓄場所の確保に努める。

(5) トイレの備蓄・整備

危機管理防災課は、携帯トイレ(凝固剤・袋)、簡易トイレ等の災害用トイレを備蓄する。また、事業所、家庭及びマンション管理者に、当面の目標として3日分の災害用トイレを備蓄するよう働きかける。

(6) 代替エネルギーの確保

危機管理防災課、管財入札課は、避難所生活の長期化等に伴うエネルギー確保のため、事業者等との供給協定の締結を進める。

LPGガス及びガス器具の提供に関して、埼玉県エルピーガス協会川口支部と協定を締結している。

(7) 災害対策用車両の燃料の多重化・代替化

管財入札課は、災害時にも交通ネットワークを維持させるため、市所有車両の燃料の多重化・代替化に努める。

6. 物資調達・輸送体制の整備

(1) 地域内輸送拠点の指定

危機管理防災課は、調達物資や国、県等からの救援物資を受入、保管・管理するために、戸田市スポーツセンターを地域内輸送拠点として指定している。

また、地域内輸送拠点の拡充や運営体制の強化のため、市内に物流倉庫を有する物流事業者との協定締結を検討する。

(2) 地域内輸送拠点の整備

危機管理防災課、文化スポーツ課は、戸田市スポーツセンターにおいて、連絡手段の確保、非常用発電機や備蓄燃料の確保、パレット・台車等の備蓄等を整備する。

(3) 物資供給マニュアルの作成

危機管理防災課、文化スポーツ課は、支援物資の受け入れや物資の供給に係る体制、関係機関等との役割分担を整理し、地域内拠点から避難所等までの物資供給について具体的な手順を示したマニュアルを作成する。

(4) 物資調達・輸送調整等支援システムへの登録

危機管理防災課、文化スポーツ課は、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資及び地域内輸送拠点の登録に努める。

(5) 支援物資の受け入れや物資の供給に係る訓練の実施

危機管理防災課、文化スポーツ課は、物資の備蓄状況の確認、支援物資の応援要請、地域内輸送拠点での受け入れ、避難所への物資輸送の流れや手順の確認を行う訓練の実施に努める。

なお、訓練を通じて、協定締結事業者等との緊急連絡先、要請手続等についても確認する。

第5節 救急救助及び医療体制等の整備計画

第1 計画の方針

災害発生時には、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。災害時の救急救助及び医療体制を確保するため、平常時より救急救助活動体制、初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制との連携について整備を図る。また、自主防災会等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

第2 計画の内容

1. 救急救助活動

(1) 救急救助体制の整備

危機管理防災課、消防本部総務課、警防課、消防署は、消防署、消防団詰所及び自主防災会における救急・救出・救助資機(器)材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災会等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

(2) 救護能力の向上

消防本部総務課は、救急業務の高度化に対応するために、救急救命士の資格取得を推進する。

(3) 自主救護能力の向上

地震発生時には同時多発的に負傷者が発生するため、市民による応急手当が必要になる。

消防署は、市民の自主救護能力の向上を図るため、救命講習等を開催し、応急救護知識・技術の普及活動、災害時応急医療活動に関するPR活動を推進する。

自主防災会は、消防署及び消防団の協力のもと、負傷者に対する応急手当や搬送等の訓練を行う。

2. 初期医療体制の整備

(1) 初動医療体制

市民医療センターは、地震発生時の医療救護チームの編成等について、蕨戸田市医師会、蕨戸田歯科医師会、戸田市薬剤師会等と協議し、初動医療体制を確立する。

■初動医療体制の確立

- ① 救護所の設置場所
- ② 医療救護チームの編成
- ③ 医療救護チームの出動
- ④ 医薬品、医療用資機(器)材等の備蓄
- ⑤ 救護所の活動方法
- ⑥ 自主防災会等による自主救護体制の整備

(2) 自主防災会等による自主救護体制の整備

市民医療センターは、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災会等が、救護所等において軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、医療救護チームの活動の支援方法を検討する。

また、危機管理防災課、消防署は、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

(3) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

医療救護チーム等の応急手当に引き続き、初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

(4) 透析患者等への対応

市民医療センターは、腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患を治療可能とする医療機関との連絡体制の整備を進める。

3. 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となるべき医療機関が医療機能を確保するために、各々の医療機関は、主に以下の防災措置について整備を図る。

■医療機関の防災措置

- ① 医療施設等の耐震化及び不燃化
- ② 医薬品等の備蓄及び配備
- ③ 水、食料の備蓄及び整備
- ④ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- ⑤ 医療要員の非常参集体制の整備
- ⑥ 救護班の編成
- ⑦ 傷病者の円滑な受入体制の整備

市民医療センターは、救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を後方医療機関と連携し、治療・入院等の救護を行う。なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中心として、県立病院、国立病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

県では災害拠点病院として以下の病院を指定し、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能の確保とともに、災害医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉DMAT」を設置している。

■災害拠点病院（令和3年1月時点）

- ① 川口市立医療センター
- ② 埼玉医科大学総合医療センター
- ③ さいたま赤十字病院
- ④ 自治医科大学附属さいたま医療センター
- ⑤ 北里大学メディカルセンター
- ⑥ 埼玉県済生会栗橋病院
- ⑦ 深谷赤十字病院
- ⑧ 獨協医科大学埼玉医療センター
- ⑨ さいたま市立病院
- ⑩ 防衛医科大学校病院
- ⑪ 埼玉県済生会川口総合病院
- ⑫ 埼玉医科大学国際医療センター
- ⑬ 壮幸会行田総合病院
- ⑭ 新久喜総合病院
- ⑮ 国立病院機構埼玉病院
- ⑯ 草加市立病院
- ⑰ 埼玉医科大学病院
- ⑱ さいたま市民医療センター
- ⑲ 上尾中央総合病院
- ⑳ 羽生総合病院
- ㉑ 埼玉県立小児医療センター
- ㉒ 戸田中央総合病院

4. 負傷者搬送体制の整備

(1) 搬送方法

警防課は、市内の救護所や救急病院等で対応できない重症者を後方医療機関に搬送し治療を行うため、県が指定した災害拠点病院と連携し、救急車、ヘリコプター等による搬送方法等を検討する。

(2) 情報連絡体制

警防課、市民医療センターは、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先

医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報を把握できる災害時医療情報体制を確立する。

(3) 搬送順位

警防課、市民医療センターは、あらかじめ地域毎に医療機関の規模、位置、診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。災害発生時は、医療機関や搬送経路の被災情報等、様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(4) 搬送経路

警防課、消防署は、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(5) ヘリコプター搬送

警防課は、あらかじめ、ヘリコプター飛行場外離着陸場や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

(6) 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、消防署は、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備させておく。

5. 医薬品・資機(器)材の確保

(1) 医薬品等の備蓄

危機管理防災課、市民医療センターは、地震被害想定結果に基づく人的被害を目安に防災備蓄倉庫等に医薬品、医療用資機(器)材を備蓄する。

(2) 協定の締結

危機管理防災課、市民医療センターは、災害時に必要な医薬品、医療用資機(器)材、血液の供給体制を確保するため、市内の薬局、医薬品業者等と在庫品の優先的供給、供給方法等を協議し、医薬品等の供給協定を締結する。

6. 医療救護応援体制の整備

(1) 相互応援協定

市民医療センターは、協定を締結している市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関連団体、民間業者と、連絡方法、応援活動、応援要員の受入等について協議し、災害時に相互に迅速な対応ができるようにする。また、防災対策等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを図り、持続的な信頼関係の構築や連携を強化する。

(2) 広域的医療協力体制の整備

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足、医薬品や医療資機(器)材の不足等の問題が生じる可能性がある。危機管理防災課、市民医療センターは、これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、県内他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力を得るために調整を行い、体制の整備を図る。

(3) 応援要請のための情報連絡体制の整備

危機管理防災課、市民医療センターは、災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機(器)材の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について関連自治体、関連機関との調整を行い、体制の整備を図る。

第6節 災害廃棄物処理及び防疫等対策計画

第1 計画の方針

災害発生時には、廃棄物等の散乱、生活環境の悪化、被災者の体力の低下等、悪条件が重なり、感染症等が発生しやすい状況となる。そのため、平常時より、災害発生時に防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止するための体制を整備する。

第2 計画の内容

1. 防疫活動組織

危機管理防災課、環境課、福祉保健センターは、県の組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資機(器)材の確保計画を策定しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

■県の防疫班の構成例

- ① 総務係
- ② 情報収集係
- ③ 検病調査係
- ④ 消毒指導係
- ⑤ 検査係
- ⑥ 患者収容指導係

2. 防疫用資機(器)材の調達

危機管理防災課、環境課、福祉保健センターは、浸水した地域、あるいは避難所のトイレ等を消毒するために、消毒薬剤の確保について、薬剤販売業者等を把握し、入手方法等についてあらかじめ協議を行う。

また、その他防疫及び保健衛生用資機(器)材についても、資機(器)材の確保計画に基づき必要な資機(器)材の調達に努める。

3. 健康診断・検病調査の体制確保

危機管理防災課、福祉保健センターは、避難生活が長期化した場合に、健康診断・検病調査を実施する体制について、南部保健所等と協議する。

特に、感染症の予防と、P T S D (心的外傷後ストレス障害) 等の精神のケアについて重点を置く。

第7節 遺体の埋・火葬計画

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、多くの死亡者が発生することが想定される。そのため、平常時より、災害による死亡者の収容、処理、埋・火葬等の実施に関し、医師会、歯科医師会や、葬祭業者等との連携体制を構築する。

第2 計画の内容

1. 警察署、医師会・歯科医師会との連携

遺体の検案は、日本赤十字社の救護班により行われるが、死亡者が大量に発生した場合は、市では蕨警察署と連携し遺体の検案、身元確認、処理等を行うことが必要になる。

福祉総務課、福祉保健センター、市民医療センターは、県の方針にしたがって、蕨戸田市医師会、蕨戸田歯科医師会と、検案の資格を有する医師等の派遣方法や検案場所等について協議する。

2. 葬祭業者等との連携

市は、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会と、災害発生時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力に関する「災害時における葬祭協力等に関する協定」を締結している。

危機管理防災課、福祉総務課、生活支援課、保険年金課は、同協定に基づき、災害時には円滑な遺体の収容や安置、埋・火葬が実施されるよう、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との具体的な協力体制や手順・分担を定めておくものとする。

■葬祭業者等との協議事項

- ① ドライアイス、アルコール等一時保存用品
- ② 棺、線香等の納棺用品
- ③ 納棺作業の支援
- ④ 遺体袋、ゴム手袋、紙タオル

3. 他の市町村との協定

危機管理防災課、福祉総務課、生活支援課、保険年金課は、災害時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第8節 災害時要配慮者安全確保計画

第1 計画の方針

近年の災害をみると、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（これらの者をいわゆる「災害時要配慮者」という。）が、災害時に被害を受けることが多くなっている。このため、少子高齢化・多様性に対応し、災害時要配慮者等の防災対策を推進していく。また、災害時要配慮者の安全確保は、市民が協力し合い、地域で一体となって取り組むものとする。

第2 計画の内容

1. 対象の区分

災害時要配慮者の対象の区分は次のとおりである。また、災害時要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

■災害時要配慮者の対象の区分

- ① 高齢者及び乳幼児
- ② 傷病者及び障がい者
- ③ 旅行者
- ④ 外国人
- ⑤ その他、要介護・要支援認定者、妊産婦等、災害時において支援が必要な人

2. 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 施設管理者の体制整備

① 災害対策を網羅した防災計画の策定

要配慮者利用施設の施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、地震や風水害等の災害に関する「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者へ周知徹底を図るものとし、市はこれを指導する。

② 緊急連絡体制の整備

(ア) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(イ) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者及び利用者の安否を確認し、職員、入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等、緊急連絡体制を確立する。

③ 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者及び利用者を所定の避難所へ誘導又は移送するための体制を整備する。

また、入所者及び利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下、「避難確保計画」という。）を作成するとともに、その計画に基づいた入所者及び利用者の避難の確保のための訓練を実施するほか、入所者及び利用者の避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努める。

④ 施設間の相互支援システムの確立

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課は、災害時に施設の倒壊、浸水その他の理由により使用できない場合、入所者及び利用者を他の施設に一時的に避難させたり、応援職員を派遣する等、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設管理者は、これに伴い、他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

⑤ 被災した在宅災害時要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきりの高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

⑥ 食料、防災資機(器)材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、市はこれを指導する。

■社会福祉施設における災害用備蓄品

- ① 非常用食料（高齢者向け食料や離乳食等の特別食を含む）（3日分以上）
- ② 飲料水（3日分以上）
- ③ 常備薬（3日分以上）
- ④ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ⑤ 生活用水（3日分以上）
- ⑥ 照明器具
- ⑦ 熱源
- ⑧ 移送用具（担架・ストレッチャー等）
- ⑨ その他、当該施設入所者が生活する上で必要なもの（生理用品、粉ミルク、ストーマ用装具等）

⑦ 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、職員、入所者及び利用者に対し、防災に関する知識の普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定する「防災計画」、「避難確保計画」について周知徹底し、消防署や消防団、住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、市は県と連携し、これを促進する。

⑧ 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者及び利用者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時より施設周辺の自主防災会やボランティア団体等との連携を図っておく。

⑨ 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、危機管理防災課、まちづくり推進課は、施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

(2) 情報伝達体制の確立

危機管理防災課は、社会福祉施設等へ気象警報や洪水予報、災害情報等を伝達するための緊急用ファクシミリ及び電話回線等の通信網の整備を行い、情報伝達体制の確立を図る。

3. 在宅の避難行動要支援者の対策

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課は、市内に居住する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認等を実施するための基礎とする名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(1) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）は次に掲げる者とする。

■避難支援等関係者

- ① 消防本部
- ② 蕨警察署
- ③ 民生委員
- ④ 戸田市社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災会
- ⑥ 消防団
- ⑦ 避難支援者
- ⑧ 福祉サービス事業者
- ⑨ その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 避難行動要支援者の範囲

この計画において、避難支援等の対象となる避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者で、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は行動（以下、「避難対応等」という。）を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難対応等が可能な者を除く。）とする。

■避難行動要支援者の範囲

- ① 75歳以上のひとり暮らしの人又は75歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ② 身体障害者手帳総合等級1級、2級の人
- ③ 療育手帳Ⓐ、A、Bの人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の人
- ⑤ 介護保険制度の要介護度5、4、3の人
- ⑥ 「食事」、「訪問理美容」、「移送」、「緊急時連絡システム」のいずれかの高齢者サービスを利用している人
- ⑦ 「食事」又は「緊急時連絡システム」の障がい者サービスを利用している人
- ⑧ 日中に一人で生活することの多い高齢者の方（日中独居）
- ⑨ その他、市長が必要と認める者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

① 避難行動要支援者の把握

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課は、避難行動要支援者名簿を作成するため、保有する福祉情報等の整理、関係機関等からの情報の入手等により、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等の基礎となる避難行動要支援者の情報を整理する。

■避難行動要支援者の要件に合う者の情報を収集する資料例

- (ア) 住民基本台帳
- (イ) 身体障害者手帳交付台帳
- (ウ) 療育手帳交付台帳
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
- (オ) 要介護・要支援認定台帳
- (カ) 高齢者サービス又は障がい者サービス利用者名簿 等

② 避難行動要支援者名簿の作成及び情報の提供

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課は、避難行動要支援者に関する次の各号の事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿の提供にあたっては、個人情報の管理方法等について明確にするとともに、市は避難行動要支援者名簿を取り扱う支援者に対する個人情報保護の啓発、指導を行うものとする。

■避難行動要支援者名簿に記載する情報の項目

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日・年齢
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号等の連絡方法・連絡先
- (カ) 同居家族の有無
- (キ) 避難支援を必要とする事由（障がいの種類・程度、福祉サービスの利用状況、要介護状況）
- (ク) 緊急連絡先及び避難支援者の情報 等

③ 避難行動要支援者名簿の更新及び管理

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課は、避難行動要支援者の状況の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みを構築し、定期的に避難行動要支援者名簿を更新する。

また、地震や風水害等の災害によって市庁舎が被災した場合であっても、避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように適切な管理に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

① 避難行動要支援者名簿情報の利用及び提供

(ア) 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下、「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用できるものとする。

(イ) 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

(ウ) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

② 名簿情報を提供する場合における配慮等

(ア) 市長は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(イ) 名簿情報の提供を受けた者、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる又は携わった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 警報の伝達及び警告

① 市長は、災害に関する予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市長

は、住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- ② 市長は、避難行動要支援者が避難のための立退きを行うことができるよう配慮しなければならない。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課は、避難支援等関係者に対し、避難支援等関係者本人及びその家族等の生命及び身体の安全を守ることを優先し、災害の状況等に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難支援等関係者は、避難する場所までの距離、避難行動に要する時間、障害程度区分や行動能力に対応した避難方法を事前に確認し、安全確保を図る。

(7) 個別避難計画の作成

① 個別避難計画の作成

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、個別に避難行動要支援者と打合せを行いながら、避難支援等関係者と連携した個別避難計画（以下、「個別計画」という。）の作成を進める。

なお、個別計画の作成にあたっては、災害時に危険が生じる地域に所在する避難行動要支援者から優先的に実施する。

② 具体的な支援方法に関する調整

自主防災会や民生委員、戸田市社会福祉協議会を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、「(8) 個別計画情報の利用及び提供」について説明の上、個別計画を作成することに同意を得るとともに、市や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、以下の情報等を個別計画に記録する。

- (ア) 避難支援等関係者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (イ) 避難支援を行うに当たっての留意点
- (ウ) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

③ 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

個別計画を避難支援等関係者や、その他の者に対して提供する場合、個別計画の漏洩防止の必要な措置を求める。

また、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するための必要な措置を検討する。

(8) 個別計画の利用及び提供

- ① 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、個別計画を災害対策関連業務で利用できるものとする。
- ② 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に対し、個別計画を提供するものとする。

③ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者その他の者に対し、個別計画を提供できるものとする。

(9) 避難支援等関係者に対する配慮

市長は、個別計画を作成していない避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等に配慮する。

(10) 緊急通報システムの整備

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課、警防課は、県と連携し災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報装置の給付の促進等、緊急通報システムの整備に努める。

(11) 救急医療情報キットの普及

福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課、消防署は、避難行動要支援者への効果的な救援、援護を行うため、援助を必要としている内容が分かる救急医療情報キットの普及に努める。

(12) 家具転倒防止器具の設置推進

福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課は、地震発生時における家具転倒による被害を最小限にとどめる予防及び減災対策として、避難行動要支援者の住居に家具転倒防止器具の設置を推進する。

(13) 防災基盤の整備

福祉総務課、まちづくり推進課、都市交通課、道路管理課、土地区画整理事務所は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、避難行動要支援者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課は、集客施設の管理者に対して、施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を行うよう促進する。

(14) 災害時要配慮者（避難行動要支援者）に配慮した避難所運営体制等の整備

危機管理防災課、市民課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課、福祉保健センターは、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、ファクシミリの設置や防災情報メールの配信、災害時要配慮者を考慮した生活救援物資の備蓄、調達先の確保等、災害時要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。

(15) 防災教育及び訓練の実施

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課、予防課、消防署、消防団は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布等を行う。

自主防災会等は、定期的に地区内において、災害時要配慮者参加型の防災訓練を行うよう努め、市民に対して避難行動要支援者の救援・救護に関する訓練を実施する。この場合において、市は、必要な助言、指導、協力をを行うものとする。

(16) 地域との連携

① 役割分担の明確化

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課、福祉保健センター、介護老人福祉施設、戸田市社会福祉協議会、地域包括支援センターは、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時より連携体制を確立しておく。

② 社会福祉施設との連携

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課、介護老人保健施設は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時より社会福祉施設等との連携を図る。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等、社会福祉施設等の有する機能の活用も図っておく。

③ 見守りネットワーク等の活用

危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、健康長寿課、地域包括支援センターは、避難行動要支援者に対する市民、民生委員、ボランティアによる安否の確認等の見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(17) 相談体制の確立

福祉総務課、生活支援課、障害福祉課、健康長寿課、福祉保健センターは、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう、平常時より支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対して、心のケアが実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

4. 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

協働推進課は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、戸田市国際交流協会等と連携し、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

危機管理防災課、協働推進課、くらし安心課、まちづくり推進課、都市交通課、道路管理課は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、県と案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3) 防災知識の普及・啓発

危機管理防災課、協働推進課は、戸田市国際交流協会等と連携し、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

危機管理防災課、協働推進課は、戸田市国際交流協会等と連携し、平常時より外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

協働推進課は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

また、災害発生時には、戸田市国際交流協会等と連携し、庁舎内等に外国語通訳や翻訳ボランティアによる災害に関する外国人の相談窓口を開設できるよう体制を整える。

第9節 応援体制整備計画

第1 計画の方針

大規模災害発生時に、円滑な応援活動を行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第2 計画の内容

1. 広域応援体制の整備

危機管理防災課は、災害時に迅速かつ十分な対応が困難な場合に、物資の提供、応援職員の派遣、廃棄物処理等を迅速に対応するため、他市町村と災害時における相互応援協定等の締結を推進する。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加え、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

また、県、近隣市町村、その他の行政機関、公共機関との相互応援体制について、防災対策等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを図り、持続的な信頼関係の構築や連携を強化する。

2. 消防相互応援体制の整備

警防課は、大規模災害の発生により、広範囲に延焼拡大あるいは相互に被害が予想される等の事態に備え、「埼玉県下消防相互応援協定」等に基づき、災害時に相互応援できるよう、協定を締結している消防機関との協力体制の強化に努める。

3. 水道災害相互応援体制の整備

水安全部総務課、水道施設課は、水道に関する大規模な災害等が発生した場合、速やかに応急給水と施設の復旧等が図られるよう、「日本水道協会埼玉県支部災害時相互応援要領」に基づき、災害時に応援要請できるよう、協定を締結している機関との協力体制の強化に努める。

4. 民間事業者との協定等の締結促進

危機管理防災課は、災害時に必要となる資機(器)材・輸送手段・ライフライン復旧、補助避難所の確保等防災対策の強化を図るため、関係機関・団体・事業所等との協力体制について協定の締結を推進する。

また、市の各部・課は各自の所掌事務に関し、関係する公共機関・公共的団体等と協議の上、市に対する協力業務、災害発生時の連絡先、協力方法、責任区分、具体的な要請の手続等を明確化し、協定等に基づく協力が得られるよう準備する。

第10節 生活再建等の支援体制

第1 計画の方針

災害発生後、市民の生活再建を迅速に実施するため、災害に係る家屋被害認定等に関する体制の整備、人材の確保、災害廃棄物処理体制の整備等により、被災した住民の生活環境の早期復旧を図るものとする。

第2 計画の内容

1. 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 横断的な組織体制の整備

被災者生活再建支援システムを利用し、災害発生時に被災者が求める各種生活再建支援を実施していくために、平常時より家屋被害認定調査を実施するための体制（第1章第5節参照）や、罹災証明書の発行手順及び体制を構築するものとする。

被災者台帳及び罹災証明書発行を担う、財政課、税務課、収納推進課、市民課は、平常時より連携を図り、迅速な罹災証明書発行を行う横断的な体制を構築するものとする。

2. 義援金の受入・配分体制の整備

福祉総務課、生活支援課、保険年金課は、戸田市社会福祉協議会と連携し、災害時における義援金の受入と配分の事務を迅速に行うため、災害発生時における義援金の受付窓口や受入口座の開設、市民への配分方法等の体制について整備を行うものとする。

3. 応急対応、復旧復興の人材確保

危機管理防災課、人事課は、被災地自治体で災害対策に従事した職員の情報を整理することで、災害時に活用できる人材を把握し、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興体制を整備する。

4. 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 災害廃棄物の処理体制の整備

① 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

危機管理防災課、環境課は、地震被害想定を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を踏まえて、仮置場候補地を選定する。

② 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

危機管理防災課、環境課は、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営体制を検討する。

また、仮置場の管理・運営に必要な資機（器）材や要員の確保方法を検討する。

(2) 生活ごみ及びし尿の処理継続体制の整備

環境課は、災害時における生活ごみの収集・運搬・処理体制、仮設トイレを含むし尿の収集・運搬・処理体制を整備する。

(3) 広域連携による廃棄物処理

環境課は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間廃棄物処理業者との間で協力関係を構築するなど、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

(4) 水害廃棄物処理対策

環境課は、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片付けごみについては、水が引いた直後における回収体制を整備する。

5. 被災中小企業支援

経済戦略室は、戸田市商工会と連携して、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を検討する。

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災組織整備計画

第1 計画の方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、戸田市防災会議等の災害対策上重要な組織を整備して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災会の充実強化を図り、防災組織の万全を期する。

第2 計画の内容

1. 防災関係機関

(1) 戸田市防災会議

戸田市の地域に係る地域防災計画を策定し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて戸田市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、戸田市防災会議を置く。(災害対策基本法第16条)

(2) 災害対策本部

本市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、戸田市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する。(災害対策基本法第23条の2)

災害対策本部の組織と運営については、関係機関及び職員に周知するとともに、常に、検討、見直し、検証を図る。

(3) 防災関係機関相互の連携

本市は、荒川に対する水防体制として、蕨市、川口市とともに荒川左岸水害予防組合を構成しており、大雨時においてはこれらの市と大雨時の情報連絡方法、消防団員の参集・配備、計画活動の方法等について協議し連携の強化を図る。

また、国土交通省荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所、熊谷地方気象台、埼玉県危機管理防災部・県土整備部河川砂防課・さいたま県土整備事務所等の防災関係機関との情報連絡等について、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションを図り、持続的な信頼関係の構築や連携を強化する。

さらに、防災体制にライフライン事業者、建設事業団体、協定事業者等を組み込み、円滑な応急対策がなされるように、指定地方公共機関・公共的団体、協定事業者を中心に連携組織の設置を検討する。

(4) 業務継続計画の検討

危機管理防災課は、市における災害時における優先すべき業務(非常時優先業務)を絞り込み、当該業務を遂行するための役割分担及び実行体制を構築するため、業務継続計画(BCP)を継続的に見直す。

(5) 非常勤職員等の災害時の登用の検討

危機管理防災課、人事課は、災害時における各種応急対策や、行政事務の増大化に対応するため、応援職員の確保を目的として、市内に在住する非常勤職員、O B職員等を対象とした臨時の登用制度、服務規程等を検討する。

(6) 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

危機管理防災課、福祉総務課、健康長寿課は、在宅高齢者を訪問するケアマネジャー、相談支援専門員等の福祉専門職、民生委員等の福祉関係者等と会議体を実施し、在宅高齢者に対して適切な避難行動に関する理解の促進を図るための具体的な取組と役割分担を検討し、福祉関係者等と連携して活動を推進する。

(7) 市有施設における休館等の判断基準の検討・掲示

危機管理防災課は、台風接近時の各市有施設における休館及び閉館の判断基準を検討・掲示する。

2. 市民・市民団体の役割

市民や市民団体は、災害に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担う。

■平常時の役割

- ① 防災に関する学習
- ② 火災の予防
- ③ 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置
- ④ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、感染症対策用品等）の準備
- ⑤ 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- ⑥ 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑦ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- ⑧ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- ⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
- ⑩ 自主防災会への参加
- ⑪ 県や市の実施する防災訓練、防災活動への参加
- ⑫ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動への参加
- ⑬ 近隣の災害時要配慮者への配慮
- ⑭ 住宅の耐震化
- ⑮ 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え
- ⑯ 家庭や地域での防災総点検の実施
- ⑰ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ⑱ マイ・タイムラインの作成
- ⑲ 避難先となる指定避難所、安全な親戚又は知人宅、ホテル等の確認

- ⑳ ハザードマップ上で避難時に使用する道路の浸水又は冠水状況の確認
- ㉑ 屋根瓦の脱落・飛散防止
- ㉒ 災害情報の入手手段の確保

■非常時の役割

- ① 初期消火
- ② 避難時には、電気ブレーカーの遮断、ガスの閉栓
- ③ 地域の水害リスクに応じた避難行動
- ④ 自主防災活動への参加、協力
- ⑤ 避難所でのゆずりあい
- ⑥ 県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力
- ⑦ 風評に乗らず、風評を広めない
- ⑧ 買占め、買溜めを行わない
- ⑨ 片付けや修理の前の家屋内外における写真撮影

3. 自主防災会等の充実強化

(1) 活動の支援

① 自主防災会の結成

現在、市内全ての地区において、町会を単位として自主防災会が結成されている。危機管理防災課は、新たに町会が編成された場合は、自主防災会の結成を促進する。また、広報紙やパンフレットの作成等を通じ、自主防災会の活動の重要性や役割を啓発する。なお、防災訓練等を通じ避難所指定職員と連携がとれるよう機会づくりを進める。

■自主防災会の活動内容

(1) 平常時

- ① 災害時要配慮者を含めた住民のコミュニティの醸成
- ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 荒川の氾濫を想定した非常時避難の訓練・周知等
- ⑤ ワークショップや市との懇談会等を通じた防災意識の醸成
- ⑥ 消火用資機(器)材・応急手当用医薬品等の防災用資機(器)材の整備・点検
- ⑦ 地域の防災計画の検討・提案 等

(2) 発災時

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 避難所の開錠・開設・運営
- ⑥ 市が行う被災者に対する避難所運営等災害対策業務全般についての協力

(7) 避難行動要支援者の避難支援 等

② 自主防災会の育成・支援

危機管理防災課は、自主防災会のリーダーに対する教育、研修等を実施しリーダーの養成を図る。また、リーダーの養成の一環として、防災に関して十分な意識・知識・技能を有する人材の資格である防災士（NPO 法人日本防災士機構による認定）の取得を支援する。その際には、女性の参画の促進に努めるため、自主防災会に女性の責任者又は副責任者の選定を推奨する。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

なお、自主防災会が防災活動を行う上で必要な資機(器)材等の整備に対して、「戸田市自主防災組織防災器材等整備補助金交付要綱」（昭和 54 年（1979 年）3 月）の規定に基づき、補助金を交付する。

(2) 訓練

危機管理防災課、予防課、消防署、消防団は、自主防災会が実施する消火訓練、避難訓練等に参加し、指導及び助言を行う。また、総合防災訓練を実施する場合は、自主防災会の参加を求め、避難、応急救護等の訓練を実施する。

(3) 指定避難所を単位とした地区連携体制の確立

危機管理防災課は、指定避難所を中心とした身近な地区で、自主防災会・学校職員・P T A ・事業所・ボランティア・市等が連携し、避難行動要支援者の安否確認や、救出・救護、避難所開設・運営等の活動ができる体制づくりをめざし、平常時から協議や活動を行う避難所運営委員会の設置を推進する。なお、委員会は多様性に配慮した構成とし避難所での生活におけるニーズの違いを把握することができるよう平常時から啓発・推進していく。

(4) 地区防災計画の策定支援

危機管理防災課は、地区防災計画の普及のため、地区防災計画の作成や作成の意義を自主防災会等に周知する。

また、自主防災会等が策定する地区防災計画の提出や相談を受けた場合、個別計画で定めた避難支援の役割分担及び支援内容の計画反映を支援する。

4. 事業所等の防災体制の充実

(1) 一般事業所

① 防災組織の整備

予防課、消防署は、消防法第 8 条の規定により「消防計画」を作成する事業所に対して、従業員や利用者の安全と事故等の未然防止を図るために、自衛消防隊等を組織し、災害時の事故防止、避難、帰宅困難者の扱い等を定めた防災計画を作成するよう指導する。

② 地域との連携

危機管理防災課、予防課、消防署は、各事業所が地域の自主防災会と連携して、避難支援、

初期消火活動、救出活動ができるように、地域の防災訓練等へ参加し地域との協力体制を確立するように支援する。

③ 事業所の事業継続計画（B C P）作成の啓発

危機管理防災課、経済戦略室は、がれき除去、道路啓開体制等の強化を図るため、市内事業所等の事業継続計画（B C P）作成の啓発に努める。

④ 事業所の事業継続マネジメント（B C M）の啓発

危機管理防災課、経済戦略室は、事業所が防災体制の整備、損害保険等への加入、融資枠の確保等による資金の確保、各計画の点検・見直し、ライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（B C M）の取組を実施するよう啓発に努める。

⑤ 警戒期における従業員の安全確保対策の啓発

危機管理防災課、経済戦略室は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況である場合に、避難を実施する場合における混乱等を防止するため、事業者がテレワークの実施、時差出勤、計画的休業などの不要不急の外出を抑制する対策や安否確認手段を確保することによって、従業員の安全を確保するよう啓発する。

(2) 戸田市商工会

経済戦略室は、小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、戸田市商工会による事業継続力強化支援計画の策定を推進する。

(3) 危険物等関連施設

危機管理防災課、予防課、消防署は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性、支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。

さらに、危険物等関係施設の所在地周辺の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の確認や被害想定の確認を促すとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討、応急対策計画の作成等を実施するよう周知する。

(4) 集客施設

危機管理防災課、予防課、消防署は、学校、病院、商業施設等、不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

(5) 高層建築物

危機管理防災課、予防課、消防署は、高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

(6) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

危機管理防災課は、市内で指定されている洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成、避難訓練の実施に関する措置を要請する。

また、避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等を定期的に確認し、必要に応じて助言等を行う。

さらに、洪水浸水想定区域内における各学校での避難確保計画の作成状況や、避難訓練等の実施予定を把握する。

第2節 防災教育計画

第1 計画の方針

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民、事業者及び自主防災会に対し、自主防災思想の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため次のとおり防災教育を行う。

第2 計画の内容

1. 防災意識の普及と啓発

(1) 市民に対する防災知識の普及・啓発

① 防災広報等の実施

危機管理防災課、予防課は、災害の発生特性、地域の危険度、災害時の行動、普段の備え等の防災知識の普及を図るために、戸田市ハザードブックや、防災パンフレット等を作成し、住民に配布する。特に、災害による被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を後世に伝えることが重要である。このため、過去の災害に基づく災害教訓の伝承に関する啓発に努めるものとする。

広報は、豪雨が発生しやすい梅雨や台風のシーズン、防災の日（9月1日）、防災とボランティアの日（1月17日）等にあわせ、広報紙やイベント等を通じ、防災意識の啓発を図る。

② 講習会等の開催

危機管理防災課、予防課は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、市民に広く参加を呼びかけ、防災知識及び意識の普及、啓発を図る。

③ 埼玉県防災学習センター等の活用

市は、常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センターを活用し、広く住民に対して普及、啓発を行う。

また、防災拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど、住民の自発的な防災学習に活用する。

④ 防災教育用設備、教材の貸出

危機管理防災課、予防課は、防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

■防災知識の普及内容

- | | |
|--|---------------------|
| (ア) 災害の種別、特性、一般的知識 | (イ) 災害対策基本法及び関連法の主旨 |
| (ウ) 災害時における心得 | (エ) 防災計画の概要 |
| (オ) 被害報告及び避難方法 | (カ) 災害時要配慮者支援の方法 |
| (キ) 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（携帯電話各社）等の活用方法 | |
| (ク) 過去の災害の状況 | |

■防災知識の普及方法

- (ア) 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等
- (イ) 広報紙、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）
- (ウ) 映画、スライドの制作利用
- (エ) 立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- (オ) 防災学習センター
- (カ) 講習会、講演会、座談会等の開催

(2) 自主防災会に対する防災知識の普及・啓発

危機管理防災課は、地震発生時・風水害時の自主防災活動マニュアル等を作成し、災害時の行動について知識の普及・啓発を図る。

2. 市職員に対する防災教育

(1) 応急対策活動の習熟

危機管理防災課、予防課、警防課は、被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対して、現場での活動を示した職員活動マニュアル等を配布し、対策の周知徹底を図る。

職員活動マニュアルの作成に当たっては、以下の内容に留意する。

■職員活動マニュアルの内容

- ① 初動参集・動員基準
- ② 参集途上の情報収集
- ③ 救助、応急手当
- ④ 初期消火
- ⑤ 避難誘導
- ⑥ 避難所の開設・運営
- ⑦ 災害情報のとりまとめ
- ⑧ 広報活動
- ⑨ その他必要な事項

(2) 研修会及び講演会の開催

危機管理防災課は、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、被災自治体の職員等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

3. 学校教育における防災教育

市教育委員会は、小学校や中学校において、特別活動や学校行事を中心に防災教育を行うように指導する。特に、災害発生時の危険に対して、安全な避難、危険回避行動については、児童・生徒の発

達段階に応じた指導となるようする。

(1) 学校行事としての防災教育

各学校は、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験の実施、消防署における見学会等を実施する。

また、定期的に防災訓練を実施するとともに、児童や生徒が、市や自主防災会が実施する防災訓練に積極的に参加するよう促す。

(2) 教科目による防災教育

各学校は、社会科教育や理科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動、災害時の危険箇所等についての教育を行う。また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修等

予防課、消防署、市教育委員会、各学校は、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア、災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

また、学校職員は、平常時より学校が位置する町会、自治会、自主防災会との連携を図り、学校（避難所）を中心とした自主防災会との協力体制を構築する。

4. 事業所等における防災教育

予防課、消防署は、各事業所の消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施するよう指導する。また、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。また、平常時より事業所等が位置する自主防災会との連携を図る。

5. 病院等における防災教育

予防課、消防署は、病院等に対し地震発生時・風水害時の災害時の行動についての知識の普及・啓発を図るとともに、ハザードブックにより施設周辺の災害による危険性の確認を要請する。

病院等においては、職員への災害時の行動についての知識の普及・啓発を図るとともに、災害時に対応するための施設独自のマニュアルに従った防災訓練を実施する。

また、防災訓練の実施を踏まえ、施設独自のマニュアルの改善を行うことの促進を図る。

第3節 防災訓練計画

第1 計画の方針

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力の育成に努めるとともに、自主防災会及び関係機関の連携と住民と一体となった防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図る。

第2 計画の内容

1. 市の防災訓練

(1) 総合防災訓練

市は、震度6強以上の大地震の発生や、荒川の氾濫等の大規模水害を想定して、市、防災関係機関、市民が参加する総合的な防災訓練を定期的に実施する。訓練の実施に当たっては、教職員や小・中学生など若い世代、事業所等にも参加を促す。

■総合防災訓練の内容（例）

- ① 災害対策本部設置訓練
- ② 災害情報の収集・伝達訓練・広報訓練
- ③ 避難誘導訓練（避難行動要支援者対策）
- ④ 応急救護訓練
- ⑤ 応援派遣訓練
- ⑥ 消火訓練 等

(2) 水害避難訓練

市は、荒川等における水害発生時又は水害が発生するおそれのある場合に、迅速かつ適切に避難活動及び水防活動が実施できるよう、荒川左岸水害予防組合と連携し、避難及び水防に関する訓練を定期的に実施し、技術の向上や情報伝達の習熟を図る。

(3) 職員の訓練

危機管理防災課は、災害発生時に迅速に参集し応急活動を実施するために、職員の参集訓練及び災害対策本部の設置、避難所の受入訓練を定期的に実施する。

また、電話の不通を想定して、無線通信訓練、情報伝達訓練をあわせて実施する。

(4) 施設における訓練

危機管理防災課、予防課、消防署は、幼稚園、小学校、中学校、社会福祉施設等において、避難訓練を実施するように指導する。また、各施設とも高齢者、身体障がい者及び外国人の災害時要配慮者の避難に配慮した訓練を定期的に実施する。

2. 事業所、自主防災会等が実施する訓練

(1) 事業所等における訓練

予防課、消防署は、各事業所の消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施するよう指導する。

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。

また、市や自主防災会が実施する防災訓練に積極的に参加し、事業所等が位置する地域の自主防災会との連携体制を構築する。

要配慮者利用施設の事業所等は、施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練を実施する。

(2) 災害時要配慮者施設における訓練

危機管理防災課、障害福祉課、健康長寿課、保育幼稚園課は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、自主防災会、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、自主防災会、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

(3) 自主防災会の訓練

危機管理防災課、予防課、消防署は、自主防災会が実施する消火訓練、避難訓練等に参加し、指導及び助言を行う。また、総合防災訓練を実施する場合は、自主防災会の参加を求め、避難、応急救護等の訓練を実施する。

(4) 市民の訓練

市民は、各種の防災訓練・防災研修会等に参加するとともに、家庭内でも家族との防災会議を行い、避難等のイメージ訓練を行う。

第4節 調査研究

第1 計画の方針

市内における河川、市街地等で災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査等を行い、ハード、ソフト相互に連携する総合防災対策の推進をめざす。

第2 計画の内容

1. 防災計画の検証

危機管理防災課は、地域防災計画及び各種防災マニュアルをより実効性の高いものとするために、台風や豪雨時の警戒活動や応急対策、地震時の非常参集等、災害発生時の実際の活動を通じて検証し、見直しをする。また、東日本大震災、令和元年東日本台風等、被災地域の災害事例を教訓として見直す。

見直し箇所については、各セクション単位にマニュアル等を改訂するとともに、防災組織全体に関わることについては、戸田市防災会議を開催し地域防災計画の修正を行う。

また、国の防災基本計画や埼玉県地域防災計画が改訂された際は、その趣旨にあわせて地域防災計画の改訂を適宜行う。

2. 災害対策に関する調査

(1) 基礎的調査

① 基礎的情報の収集

市域の自然条件及び社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものである。危機管理防災課は、ハード、ソフト両面で地域別のデータを調査、収集し、データベース化して情報の利用を図る。

■災害対策の基礎となるデータ

(ア) 自然条件

- ア 地盤及び地質（ボーリング柱状図、表層地質図等）
- イ 河道の変遷
- ウ 水害履歴（破堤履歴等）
- エ 活断層の状況（活断層の分布、活動状況等）
- オ 地震観測結果 等

(イ) 社会条件

- ア ハード面
 - ・建築物の用途、規模、構造等の現況
 - ・道路、橋梁、ライフライン施設等公共施設の現況
 - ・ガソリンスタンド等施設の現況 等
- イ ソフト面
 - ・昼夜間人口、災害時要配慮者等の人口分布
 - ・防災意識 等

② 調査研究体制の強化

危機管理防災課は、災害及び防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の交流を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

(2) 防災アセスメントに関する調査研究

災害を未然に防止し、その被害を軽減するためには、平常時より地域の特性を踏まえつつ、災害危険性を総合的、科学的手法により把握することが重要である。

危機管理防災課は、市街地の拡大、災害環境の変化や災害に関する科学的手法の向上等により、新たに市域の危険度評価等を行う必要が生じたときは、防災アセスメントを実施し、防災計画等の検討の基礎資料とする。また、市民に対しそれらのデータを公表し、自主防災活動等に活用できるようにする。

■防災アセスメントの内容

- ① 災害誘因の検討
- ② 災害素因の検討
- ③ 災害履歴の検討
- ④ 地区別防災カルテの作成
- ⑤ 被害の予測

(3) 災害対策に関する調査研究

災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対策は多岐の分野にわたるとともに、地域性や時代性によって変化する。

危機管理防災課は、過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるもの、被害を最小限ににくいとめる方法を常に調査研究して、災害の防止策の向上に努める。

■災害対策に関する調査研究テーマ

- ① 災害時の職員の収集・配備等防災体制に関する調査
- ② 水害対策に関する調査研究
- ③ 地震火災対策に関する調査研究
- ④ 避難者の安全確保に関する調査研究
- ⑤ 効果的な緊急輸送に関する調査研究
- ⑥ 災害時の情報伝達に関する調査研究
- ⑦ 災害時の生活確保に関する調査研究
- ⑧ 住民、事業所、関係機関との連携方法に関する研究
- ⑨ 災害時要配慮者への対応に関する方法
- ⑩ 災害復興に関する調査研究 等

第5節 ボランティア等の活動環境整備計画

第1 計画の方針

大規模災害発生時には、ボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定等、幅広い分野での協力が必要となり、国内、国外から多くの支援申し入れが予想される。

そのため、市は、県、埼玉県社会福祉協議会、彩の国会議、戸田市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と連携し、ボランティア活動分野の需要の把握や受入及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア等の活動環境の整備に努める。

また、市内のボランティア団体や住民の被災地へのボランティア派遣体制の整備に努める。

第2 計画の内容

1. 支援体制の確保

(1) 活動拠点の整備

災害発生時に戸田市社会福祉協議会と連携して開設する「災害ボランティアセンター」の設置場所として、戸田市ボランティア・市民活動支援センター（市役所敷地内）を予定する。

福祉総務課は、戸田市社会福祉協議会や、戸田市ボランティア・市民活動支援センターを所管する協働推進課と連携し、戸田市ボランティア・市民活動支援センターが、災害時におけるボランティアの活動拠点としての機能を有するよう、設備・備品・資機(器材)等の整備を行う。

また、他地域からのボランティアの受入を促進するため、宿泊場所の確保等を検討する。

(2) ボランティア活動の環境整備

災害ボランティアセンターは、戸田市社会福祉協議会が主体となり、ボランティアの受入、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、ボランティア全般のコーディネート業務を行うものとする。

そのため、協働推進課、福祉総務課、戸田市社会福祉協議会は、災害時に迅速に、災害ボランティアセンターが機能し、自主的な活動がなされるよう、平常時より彩の国会議や各種ボランティア組織と協力体制を構築するとともに、ボランティア活動のリーダー育成を図るなど、ボランティア活動が円滑かつ活発に行われるよう環境整備に努める。

また、福祉総務課、戸田市社会福祉協議会は、ボランティアが不足する場合を想定し、県及び埼玉県社会福祉協議会等にボランティアの募集の協力を要請できる体制を整備するとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるため、ボランティア保険等の手続きの準備を行う。

2. 登録ボランティア

危機管理防災課、協働推進課、福祉総務課は、災害ボランティアセンターでの受入は一般ボランティア（炊き出し、物資搬送、がれき撤去等）、専門ボランティア（医療、巡回相談、建築物の危険度判定等）は災害対策本部（各部）にするなど、各種ボランティア受入窓口を整理する。

3. ボランティアグループのネットワーク化

危機管理防災課、協働推進課、福祉総務課は、県、埼玉県社会福祉協議会、彩の国議会議、戸田市社会福祉協議会と連携して、市民活動団体（NPO団体）やボランティア団体との間で情報交換の場をつくり、ボランティア団体同士のネットワーク化を推進するとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

4. 公共的団体との協力体制の確立

(1) 公共的団体

危機管理防災課、経済戦略室、福祉総務課、市民医療センターは、関係する公共的団体に対して、災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

公共的団体とは以下のものをいう。

- ・日本赤十字社埼玉県支部
- ・一般社団法人蕨戸田市医師会、一般社団法人蕨戸田歯科医師会、戸田市薬剤師会
- ・社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会
- ・戸田市農業協同組合
- ・戸田市商工会 等

(2) 協力体制の確立

危機管理防災課、経済戦略室、福祉総務課、市民医療センターは、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

■協力業務の内容

- ① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ② 災害時における広報等に協力すること
- ③ 出火の防止及び初期消火に協力すること
- ④ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- ⑤ 被災者の救助業務に協力すること
- ⑥ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- ⑦ 被害状況の調査に協力すること

また、それぞれの所掌事務に関し、公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

5. ボランティア活動の普及・啓発

協働推進課、福祉総務課は、戸田市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの登録窓口を設け、ボランティアの受付登録やPR活動を実施する。

また、ボランティアの講習会や他市町村担当者との交流会の開催、被災地へのボランティア派遣等を通じ、災害ボランティアの育成に努める。

6. 被災地へのボランティアの派遣体制の整備

福祉総務課は、遠隔地等による被災地でのボランティア活動を支援するため、協働推進課、戸田市社会福祉協議会等と連携し、災害発生時におけるボランティアの募集や支援体制等、被災地からのボランティア派遣要請に応じられる体制を整備する。